

令和6年厚岸町議会第1回定例会 令和5年度各会計補正予算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日		令和6年3月6日
招 集 場 所		厚 岸 町 議 場
開 閉 日 時	開 会	令和6年3月8日 午前10時02分
	閉 会	令和6年3月8日 午後 4時42分

1. 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	竹 田 敏 夫	○	8	石 澤 由 紀 子	○
2	室 崎 正 之	○	9	桂 川 実	○
3	佐 藤 淳 一	○	10	堀 守	○
4	金 子 勇	○	11	杉 田 尚 美	○
5	音喜多 政 東	○			
6	中 川 孝 之	○			
7	南 谷 健	○			
以上の結果 出席委員 11名 欠席委員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
亀 井 泰	佐 藤 浩 之	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狹 靖	教 育 長	滝 川 敦 善
副 町 長	石 塚 徹	教委管理課長	諸 井 公
総 務 課 長	布 施 英 治	教委指導室長	藏 光 貴 弘
総合政策課長	三 浦 克 宏	教 委 生 涯 学 習 課 長	川 越 一 寿
危機対策室長	四 戸 岸 毅		
税 務 課 長	鈴 木 康 史	監 査 委 員	黒 田 庄 司
町 民 課 長	堀 部 誠	監査事務局長(併)	亀 井 泰
保健福祉課長	早 川 知 記	農委事務局長	江 上 圭
環境林務課長	真 里 谷 隆		
水産農政課長	高 橋 政 一		
観光商工課長	田 崎 清 克		
建 設 課 長	渡 部 貴 志		
病院事務長	星 川 雅 美		
水 道 課 長	高 瀬 順 一		
会 計 管 理 者	塚 田 敦 子		

厚 岸 町 議 会 第 1 回 定 例 会 議 事 日 程

(6 . 3 . 8)

日 程	議 案 番 号	件 名
		(令和5年度各会計補正予算審査特別委員会)

厚岸町議会 令和5年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

令和6年3月8日

午前10時02分開会

- 委員長（佐藤委員） ただいまから、令和5年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

早速、審査を進めてまいります。

初めに、議案第12号 令和5年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページから6 ページは、第1表歳入歳出予算補正です。

12ページ、13ページは、事項別明細書です。

14ページ、歳入から進めてまいります。

進め方は、款、項、目により進めてまいります。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人。

7 番、南谷委員。

- 南谷委員 1 款 1 項 1 目個人でお尋ねをさせていただきます。

今回の補正額が3,415万6,000円で、令和5年度末見込額がここに記載がございますけれども、個人は4億4,138万4,000円の計上でございますけれども、当初、試算をされる段階で、今年度はある程度、前年度実績を見込んでおったのですけれども、今年度の令和5年度の数字というのはある程度厳しいのかなということで、試算をされておったのですけれども、幸いにして3,400万円ぐらい伸びるという推計だと思うのですが、実際にこの3,400万円伸びたわけがございますけれども、この内容について、この要因です。農業、それから漁業を含めて、まちの経済状況がどうなって、結果として3,400万円増額になったのか説明をしてください。

- 委員長（佐藤委員） 税務課長。

- 税務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

補正額ですね、3,415万6,000円でありますけれども、委員おっしゃるとおり、当初予算では燃油費や、あとは資材費等の高騰による物価高の影響、さらにはコロナ禍の影響等を勘案しまして、令和4年度の決算見込みから2,700万円ほど低く見積もっておりました。実際、課税に当たって、数字を算定していったところ、我々が想定していたより落ち込みが少なかったというのが要因です。

所得区分別に言いますと、給与所得が昨年度よりも少し伸びている。さらには、農業所得等はやはり私たちが想定していたとおり、かなりの落ち込みがありました。ただ、厚岸町においては、漁業の所得がかなり伸びていると。農業のマイナスの分以上に漁業の所得が伸びていると、そういうこともありまして、令和5年度の決算見込みでありますけれども、昨年度の決算見込みよりは若干多い数字で決算を迎えることができるので

はないかというふうに考えてございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、1目個人ありませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

2目法人。

7番、南谷委員。

●南谷委員 法人の関係につきましても、1,700万円、微増でございますけれども増額になりました。ややもすれば、厳しい状況になるのかと危惧しておったのですが、この増額になった要因について、説明をしてください。

●委員長（佐藤委員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

法人のほうも当初予算に当たりましては、経済状況がかなり厳しいということでもありまして、低めに我々も予算は立てておりましたけれども、令和5年度におきましては、法人税割、これが伸びておりまして、町の法人全体が上向きになっているという状況ではないとは思っておりますけれども、数社ですね、その数社の法人税割が大変業績がよかったということもありまして、その分がかなり入ってきております。そういうこともありまして、令和5年度の決算見込みですけれども、7,598万円ほどを上回るような数字になってございます。

●委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 業績のよかった数社と今説明あったのですけれども、業種別で構いませんけれども、数社なのですから、例えば農業なのか、建設業なのか、商業なのか、この辺について説明してください。

●委員長（佐藤委員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

業種別では、大変申し上げにくいのですけれども、限られた数社でありまして、この業種はここでそういった話をしてしまいますと、もうその業種が特定されてしまうこと

もありますので、その辺はご理解願いたいと思います。

●委員長（佐藤委員） いいですか。

他に、2目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

2項1目固定資産税。

7番、南谷委員。

●南谷委員 ここも同様でございます。

1,979万8,000円の増額補正、この要因について説明をしてください。なるべく詳しく説明してください。

●委員長（佐藤委員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） 固定資産税の増額の要因でございますけれども、1,960万円のうち、大きな要因が償却資産の補正、これだけで1,708万円ほどございます。

この償却資産が増えた要因でありますけれども、当初予算に当たりましては、コロナ禍等の影響もありましたので、我々もそれほど多くの設備投資とか機械投資というのはないものではないかということで、予算を少なく見ておりました。償却資産の申告というのは1月31日までということもありまして、なかなか新年度予算にも反映することができないと。申告があつて初めて税額が算定できるわけでございます。

主な増えた要因でありますけれども、農業機械の新設です。搾乳ロボットとか、あとはパーラー排水システム等の大きな機械、これが入ってきたと。さらには、大型の農業重機というのですか、大型農業機械、これも新規でありました。また、50キロワット以下の中規模の太陽光発電でありますけれども、これも新規に3件ほどあったと。さらには、納税者の方の修正申告、償却資産の修正申告によって、これが8件ほどあったのですけれども、この修正申告で740万円ほどの税額が増えたという部分もありまして、この部分が多かったと思っております。そのこともありまして、今年度の補正額1,979万8,000円と例年よりは少し大きな数字を計上させてもらっております。

（「いいです」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他にありませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

3 項軽自動車税、1 目環境性能割。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 2 目種別割。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 4 項 1 目たばこ税。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 6 項 1 目都市計画税。ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税。ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 2 項 1 目自動車重量譲与税。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 3 款 1 項 1 目利子割交付金。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 4 款 1 項 1 目配当割交付金。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 6 款 1 項 1 目法人事業税交付金。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 7 款 1 項 1 目地方消費税交付金。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 8款1項1目ゴルフ場利用税交付金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 9款1項1目環境性能割交付金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 12款1項1目地方交付税。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 13款1項1目交通安全対策特別交付金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 14款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2目農林水産業費負担金。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 15款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2目民生使用料。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3目衛生使用料。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4目農林水産業使用料。
7番、南谷委員。

●南谷委員 15款1項4目、農林水産使用料でお尋ねをいたします。

この中で、牧場使用料でございます。牧場使用料754万6,000円の増額というふうに理解をしました。牧場使用料、当初予算は2億4,691万2,000円でございます。総体数字からすると大した数字ではないのかなと思うのですけれども、増額になった要因、それから、これだけの大きい数字ですから、今年状況についても説明をしてください。

●委員長（佐藤委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 牧場使用料の754万6,000円の増額でございますけれども、町営牧場、当初予算2億4,691万2,000円で予算を組んでございましたけれども、今年度におきましては、夏の放牧期間が21日ほど増えたということで、牧場の状況がよろしかったということで、当初予定していたより放牧日数が増えたことから、大体680万円ほどその使用料が増えているところでございます。

それから、夏場の舎飼いの使用料につきましても、最近、農家からの夏の舎飼い要望が増えているということで、それに対応した部分の使用料として、約1,690万円ほど、この使用料が増えたという状況になっております。それに相対して、夏の放牧が増えた分、冬の舎飼いの使用料が当然減るということで、1,600万円ほど減っているということで、その754万6,000円の増額になったところであります。金額的な部分でいくと、3%程度の増ということで、総体予算からすれば、それほどかけ離れた増ではないのかなと思いますけれども、昨年度においても、大体2億5,000万円程度での使用料の決算数字というところから見ると、540万円ほど増えてはいますけれども、町営牧場の業務形態としては、そういった中で、ほぼ平年どおりの使用状況で推移しているのではないかなというふうに判断しているところでございます。

（「いいです」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、4目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

5目商工使用料。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 6目土木使用料。

2番、室崎委員。

●室崎委員 ここで聞きするのですが、先般お聞きしたのですが、住宅使用料の徴収に過誤があったというお話を伺っておりますので、その説明をお願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

町営住宅の使用料の誤徴収ということで、先般議員協議会のほうにも説明させていただきましたが、まず、その経過についてご説明いたしますが、本年1月に他の住宅使用料の算定の参考とするために、町営住宅の管理条例、施行規則のほうを確認していたのですが、その際に宮園団地の一部と梅香団地の一部、それから上尾幌団地において、家賃算定の基礎となる団地・戸別利便性係数という係数の中に、算定というか計算の誤りがあったということでございます。その計算を改めて行ったところ、宮園団地のM4号棟、それから上尾幌団地の2棟、これに誤りが、誤徴収があったことが判明しました。

そのうち宮園団地につきましては、平成16年からの誤りでありましたが、それから判明する本年1月までの間、過大徴収となっていたことが明らかになりました。上尾幌団地につきましても、こちらは過小徴収であったということが判明いたしました。その算定誤りによる過大徴収の宮園団地につきましては、対象戸数が15世帯、これらの方に対して過大徴収がありました。その金額につきましては、こちらで算定し得る限りの数字で18万7,380円となっております。上尾幌団地につきましては、影響した世帯が12世帯、それで影響金額は97万5,210円ということになってございます。

現在の状況であります。過小徴収の上尾幌団地の方につきましては、全ての対象の方にこれまでの経緯を説明しまして謝罪を済ましております。宮園団地につきましても、現入居者の方1件は、まだお会いすることができてなくてお話ができていない状況。それと、既に退居済みの方については、あと1件お話ができていないということで、それ以外の方につきましては、過大徴収となっていた分については、すでに返還手続を済ませているといったような状況であります。

今後についても、まだ連絡を取れていない方については、引き続き対応していくといったような手続をしているところです。

●委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 本論に入る前にちょっとお聞きするのですが、今のようなお話を議員協議会できちんと説明いただいております。それで、そのときに過小徴収、過大徴収、場所によって違うと。過小徴収に関しては、この分もらっていませんから追加でもって払ってくださいということは致しませんと。それから、過大徴収については、もらいすぎたところについては、分かっている限り返還いたしますという方針を出しましたね。それについては、私は結構というふうに何も言いませんが、議員協議会での説明資料を読みますと、そのときにその方針を決めるに当たって、担当だけでやっていないというふうに書かれているのですが、そのあたりちょっと説明してください。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） この方針を決めるに当たりましては、弁護士事務所のほうにち

よっと相談をさせていただきました、といいますのも、こういったケース、我々も経験がなかったということもありまして、他の事例等にも詳しい札幌の法律事務所のほうに相談をさせていただいたところであります。その際の法律事務所の意見については、やはり法律事務所的にも法的な解釈が非常に難しい事案であるということをお話をいただいております。その中で、返せるものは極力返す方向で進めたほうがよろしいということと、あと、そもそもが、規則の計算式は間違っておったわけですが、その規則にのっとって家賃を賦課していたということに対しては、町としての落ち度もないという意見もありまして、なかなか評価が難しい事案であるというお話をいただいております。そういった意味で、返せるものは極力返して、過小徴収に関しては追加徴収は行わないほうがよろしいのではないかとといったようなご意見をいただきましたので、それを参考に手続を進めているといったような内容です。

●委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 大した問題ではないです、まだ前提の話ですから。

議員協議会でいただいた資料を見ると、顧問弁護士と相談してとたしか書いてあったのですよね。あれは間違いですね。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 顧問弁護士という表現自体が、私どももちょっと認識甘かったというか、ちょっと間違えていたというふうな解釈でよろしいかと思いますが、正式には委託しているというのですかね、札幌の法律事務所、そちらのほうが正しい表現になります。ですので、顧問弁護士というふうに資料上はそうように表現してしまいましたけれども、正確には札幌の法律事務所であったということでもあります。

●委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 事案が間違いの話なのですよ。その説明の中でまた間違いがあるというのは、あまり褒められたことではないのですよ。特に顧問弁護士が誰であるかということ、やはり職員は、少なくとも管理職の人は知っていなければならないのですよね。だから、そういうところで、この事案全体にがたがたしているのではないかなどという妙な疑いをかけられてもうまくないですから、そういう点はやはりきちんと気をつけてください。

それで本論に入りますが、今回のこの問題は行政報告でやるべきものではないのかと私は思うのですが、何で行政報告はしなかったのか。その理由を明らかにしてください。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） その前に、顧問弁護士ですね、我々の普通、通称といったらちょっとあれですけども、弁護士にお願いする場合は、今回の議案にも提案しておりますが、普通我々は顧問弁護士というようなことで、お互いにあうんの呼吸といいましょうか、そういう立場で気楽に、いろいろな問題があったときに協議を重ねているということになって、我々も認識しておりました。しかし、今ちょっとお話があったわけでありますので、今後正式な名称を通じて、ただ普通は顧問弁護士ということでありますので、詳しく正式な意味については後であれですけども、今の我々のそうなった場合のお話の中では顧問弁護士というような中でお話ししておりますので、ご理解いただければと思っております。

それから、今回の事案について、なぜ行政報告をしなかったのかというお話であります。いろいろと我々も内部で議論しました。当然これは町長の責任で行政報告をするかどうかということを決めるわけでありますが、行政報告といいますのは、法令的には義務は伴っていないのであります。ご承知だと思いますが、室崎議員もかつては行政報告についての質問をしたというようなお話も承っておりますが、その後、私自体のこれ考えで要旨を決定しておりますので、若干お話をさせていただきたいと思えます。

確かに行政報告は、行政の透明性を図るということについては極めて重要なものであるという、私自体は認識をいたしております。ところが、今回の事案につきまして、平成20年にご承知のとおり、地方自治法が改正されました。そういう中で、厚岸町におきましても、会議規則を設置をいたしまして議員協議会というものを設けていることはご承知のとおりだと思います。その議員協議会というのは、どういう位置づけなのかということでもあります。ということは、極めてこれまでは重いのです。結果的に、議場と変わらないのです。ただ、議会を開会するとかそういう、こういう席でやるのと違ひまして、場所は別にいたしましても、次ぐのが議員協議会なのです。閉会中におけるいろいろな課題等について協議をするという場でありますので、そういう面につきまして、私はかつての行政報告であってはならない。やはり地方自治法が改正された中で、今お話しいたしましたとおりのことも考慮しなければならないだろうということで、私は今回は議員協議会において、いろいろと行政側も説明いたしましたし、また議員側からもいろいろとお聞きされたこともあるということも後ほど承っておりますので、私はあえて、改めてこの場において行政報告をすることもなかろうかということで、こういうことになっておりますことをご理解をいただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 町長の議員協議会が重要であるというお話はよく分かりました。ただ、この問題に関しての評価はちょっと私と違うようです。今回の町政執行方針も、町長はその結びにおいて、「民信なくば立たず」、非常に格調高く結んでおります。

今回のこの事案は、数年前に起きた2,000万円でしたかね、多額の取りっぱぐれ事件があった。それと私は同様のものだと考えています。それは、額の大小は随分と違ひますけれども、結局のところは、厚岸町の債権の適正な管理が十分にできていないという点では同質のものだと。そして、厚岸町の債権というのは、まさに町民全体の財産で

す。それを行政を執行する天能のある人たちは、お預かりしていろいろな有用な役に立つ施策を行っているわけですね。その基本である債権の管理、その適正を欠いたということは、やはりこれは大きな問題だというふうに思っております。ただ、何か誤ちが出たから事を荒立てる、声を荒らげるというわけでは、私は決してありません。問題は、人のやることですからミスは必ずあるのですよ。そのときにそれにどう対処するかという問題です。

議員協議会は確かに重要な会議です。しかし、町長は出てないでしょう。副町長が説明していますよ。かみしもを脱いだ場所だということでしょう。それもいいのです。だけれども、こういうものに関して一旦ミスが出た以上は、やはりせめて行政報告で町長が町民に対して直接語りかけるという対応が必要ではないかと、そのように思うのです。その点で、町長と私の価値判断は違うなど、そのように思いました。

それで、もう一つお聞きするのですが、この問題に対して監査委員はどのように対処したのか。これについてもお聞かせをいただきたい。というのは、この数年前の取りっぱぐれ事件のときに、結局監査委員にもお聞きしたのだが、答弁は不可抗力であったと。簡単に言ってしまうとね、という話で終わりましたよね。その後、それではこういう問題で不可抗力にならないように、監査委員組織の充実を図るとか、人員を増やすとか、そういうような改良、改善、手当て、そういうものがなされたということは全く聞いていない。そういう中でまたこういうものが起きてきている。「民信なくば立たず」と、高らかにおっしゃった町長の足元で、こういう問題がぼろぼろぼろぼろ起きるといことは、決していいことではない。その意味からお聞きいたします。

●委員長（佐藤委員） 代表監査委員。

●代表監査委員（黒田監査委員） 監査委員としては全くこの状況を正確に聞かされておられませんでした。今、分かった次第です。中身も詳細も全く分かりません。

●委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 今話を聞いていると、余計何が何だか分からなくなってきましたね。町長は、行政執行やるまでもないと。行政執行ではない、行政報告やるまでもないと。議員協議会でもって、それに取って代えたので十分だという話ししているのだが、その問題について監査委員はあずかり知らなかったと、この席ではっきり言っている。内部はどうなっているのだ。そういう話ですよ。事は誤徴収ですよ。これ、その部分に関しては、補正予算なり、それから新年度予算なりに出てこななければならないでしょう。だって、町のお金返すのだから、支出になって出てくるわけですよ。ただ、そうなるというと、あっちこっちに分かれるかなと思って、今一番大元の歳入のところでお聞きしたのですけれどもね。

ちょっとこれ、きちんと打ち合わせて、一貫したものでもって答弁してください。俺は知らなかったよ、それはあいつらがやっているのだろうという話でもって、終わったのでは、質問者のほうはたまったものではないです。そんなわけで、休憩してよく打ち

合わせて、きちんとした理事者の統一した答弁をしてください。

委員長、よろしくご采配をお願いします

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） ただいまのご質問、町側と監査委員の関係であります、ここでいろいろと論議しても意見の食い違いとか出てくると困りますので、時間ちょっと若干いただいて、整合性を取りたいと思いますので、ひとつよろしく願いを申し上げたいと存じます。

●委員長（佐藤委員） 委員会を休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時46分再開

●委員長（佐藤委員） 委員会を再開いたします。
町長。

●町長（若狭町長） 私から答弁をさせていただきます。

監査委員と町長部局との関係であります、今回の事案につきましては、監査委員に対して意見を求めるものでもないということで、お話をしなかったわけであります。

それと行政報告につきましては、先ほど縷々お話ししましたが、法的な位置づけにある議員協議会ではありますが、また会議規則126条においても設置をされたところでございます。そういう意味で、私自体はやはり重いものであると、今までの議会の在り方の改革の一つであるという認識の下で判断いたしておりますが、しかし、いろいろとご指摘がありましたが、今回、これからの行政運営に当たっては、やはり行政報告についての要旨については、その判断については、十分にまた心得て、この議場の場において報告すべきかどうかを慎重に判断をいたしたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 あんまりくどくはやりませんけれども、結局、町民感情としては、今回の問題を町側は非常に過小評価しているのではないかという印象を受けているのですよ。それは、額も小さい、そんなわけで大した問題ではない、行政報告をするほどのことではない、そういうふうに見えるのですよ。そう思っているかどうかは別ですよ。ただ、外から見るとそう見えるのですよ。「民信なくば立たず」とまで、町政執行方針で言っている町長にしては、その住民の、町民の信頼を得るために最大のものは何なのかという点においての考慮が、私から見ると少し薄いのではないかということをご指摘しているわ

けです。

それで、監査委員です。この誤徴収というのが、この議会の前の日に始まったわけではないのでしょうか。何年も前からのことでしょうか。それに、監査で気がつかなかったということについて、あなたからは何の発言もない。何のために監査があるのかと、こういう話になりますよ。

それで、この前の2,000万円の取りっぱぐれ事件のときにも、あなたは不可抗力ということを連発なさった。原因において自由なる行為などという、それこそ司法試験にでも出てくるような難しい法理論を駆使して、これは不可抗力だったのだということを説明なさった。それはそれでいいと思うのだけれども、それなら、結局監査体制に言わば現実に追いつかない弱さがあったということになるのだらうと私は思った。そうすれば、早い話、人手が足りないなら人手を増やせばいい。そういう改良だとか改善を少なくともやろうとする姿勢は、全くその後見えなかった。そして、今回また同じような、いわゆる額こそ小さい、事案としては小さいのだけれども、この前のような大きいのがぼろっとあったら大変ですけれどもね。債権の管理に問題がある。そのことに押さえきれなかった。そのことについてどう思うのかということを知っているのですよ。私知りませんでしたでは済む問題ではありません。そのあたりどう考えているのか。改めてご答弁いただきたい。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 監査委員の姿勢であります、あえて私からお話をさせていただきたいと思います。

これ規則なのです。その規則に誤りがあったという結果でございまして、監査委員はそういう意味において、規則どおり監査をしていたということであろうかと思いますが、実は担当課長からお話があった、または議員協議会において報告のあったとおり、規則に過ちがあったということは内部で分かったのです。そういうことで、今回報告をいたしておるということでもありますので、監査委員と責任を負わすということは、私はどうかなと。しっかりと私は監査委員の使命を果たしているという認識をいたしておるわけでもありますので、どうかその点については、我々内部の問題としてこういうことが分かったのだと、本当に申し訳ないという気持ちでありますので、ご理解いただきたと存じます。

●委員長（佐藤委員） 代表監査委員。

●代表監査委員（黒田監査委員） 私のほうからも申し上げますが、前回のこと何年か前のを蒸し返すつもりはございませんが、確かに不可抗力という不適切な言葉を使ったかも分かりません。ただ、監査委員としては、現年度の部分でどういう状況になっているのか知りようがなかったという意味でそういう言葉を使ったかも分かりませんが、監査は決算審査をやります。それから定期監査というのを秋にやります。それで各課のいろいろな書類を見させていただくのですが、もう何千冊という書類を全部で丸二、三か月

かけて各課の書類を、主に前年度の書類が多いのですが、その段階で一つ一つ、厳密に言いますと、例えば建設課の公営住宅の400戸あるそれぞれの家の算定が正しいかどうか、それを一つ一つ、それ以外にももう全課にわたってですから、それをチェックをして、おかしいという指摘をしろというのは、はっきり言ってちょっと厳しいのかなと、そういう意味で、たまたまそういう文言を使ったかも分かりませんし、何年か前のあれを契機にして、とにかく監査には行政の情報が全然来ていません。決算審査やる段階で、定期監査やる段階で各課からいろいろな資料を求めて、全部それはお盆も返上してチェックをいたしますが、でも議員さんにはいろいろな情報が全部伝わります、議員協議会で。ただ、監査は何年か前のそれ以来、議員さんに流す議員協議会で出す資料は監査にも全部くれということで、そういう要望も改善事項の一つとして上げたのです。最初のあたりはいろいろしていたのです。議員協議会に流す資料全部ということではなくて、中には本当に重要なポイントだけ。我々も非常勤で、びっちり監査室にいるわけではありません。ですから、その重要な書類だけでもということで、最初のうちはそれらが入ってきていたのですけれども、だんだんだんだん、結局議員さんにはいろいろな情報が流れていきますけれども、監査は決算審査でいろいろな資料を求めて、定期監査でいろいろな資料を求めてチェックはすることはできますけれども、そういう意味で、今後とも、やはり議員協議会で重要なこういう、とりわけ財産とか債権とか、そういう部分に関わる部分については、監査員のほうにも報告を、同じ資料を提出するように、情報を共有してもらえるように、今後とも行政に促してまいりたいと、かように存じておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

●委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 今の話聞いてますと、非常に監査委員はお人柄ですし、正直に包み隠さずご答弁をなさっていると思うのです。ただ、ここで言う話ではないでしょう、そんなものは。自分のところに情報が来ないからよこすようにしてくれと言ったら、最初来てたけれども、また来なくなってしまった。そんな話は内部でやってください。ここで私どもに言う話ではないですよ。

そうすると、今の話聞いていて結論は、これからもまた似たようなことはぽんぽんぽん起きるのだなという印象を受けるわけですよ。こうではないでしょう。ですから、その点はもうここでやめますけれども、非常に何か、それからもう一つ、監査委員には随時の監査もできますよね。情報が入ったらすぐその部分に焦点当てた、言わば抜き打ち的な監査もできるわけですよ。1から10までを満遍なく全部同じ密度で見ないなどいうことはできないかもしれない、物理的にね。それでもどこかをぽんと取り上げて、そこで綿密な監査をやるということが常時、不定期に行われているとすれば、全体は緊張しますよ。それは私が提言することではなくて、あなたたちが考えてやらなければならないことですよ。

何か全体的に今回の問題を通して見えてくるのは、行政執行全体に何か緩みが来てるような気がしてしょうがない。これについては、私は外側から印象しか言えません。個々具体的な問題についてどうのこうのということは、こうやって浮かび上がってくるか

ら言えるので、一つ一つについては言えません。しかし、改めて各人その衝に当たる人たちは胸に手を当てて反省し、町民の負託に応えるように、どうかよろしくお願いしたい。それで私の質問は締めます。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） いろいろなご指摘ありがとうございました。

行政報告をすべきかどうか、このことについては今日の情報公開議題であります。そういう中で、行政報告のやることについての透明性、極めて重要である、そのようにお話をいたしました。今、意見の食い違いではありません。こういうことをすべきでなかろうかという私は意見として聞きました。考え方の違いではありません。そういう意味におきまして、今日の議論については、いろいろ心に銘じて、今後の行政報告の在り方、どうあるべきかということを、改めて重要性というものに対して考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、監査にちょっと質問があったようですが、どうか、監査もしっかりと私はやっているという認識を持っていますし、さらに職員に対しても厳しいお話がありました。「信なくば立たず」そのとおりなのです。私は何回も言っています。平成13年、また今回の執行方針でもお話をさせていただいたわけでありまして。やはり若狭町政に対する行政の在り方、または職員の在り方、十分にそれぞれ認識していると思っておりますので、職員共々これからもしっかりと町政の発展のために頑張っていきたいと思っておりますので、この点もご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 代表監査委員。

●代表監査委員（黒田監査委員） 監査委員としても、今後ともそういう行政の状況、情報収集に努めるとともに、今後とも誠実に厳しく行政のチェックという本来の業務を果たしてまいりたいと、かように存じておりますので、どうか今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。

●委員長（佐藤委員） 2番、いいですか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 6目、他にございませんか。

4番、金子委員。

●金子委員 今のお話の室崎委員が大変的確にご指摘いただいたのですが、自分も議員協議会の中で今回の件ご質問させていただいたので、1点だけこの問題の事後について、問題が起きた後のことについての1点だけ質問をさせていただきたいと思っております。

議員協議会の中で質問したのは、副町長がご答弁いただいたのですが、こういうこと

があったというのは、町に責任が特になくてもこういうことがあったというのは、民間住宅ではなくて町営住宅なので、やはりこういうことは町民は知るべきだと思って、町報なりそういうものに載せて、こういうことがあったというのを載せてほしいという話をしたときに、たしか副町長のご答弁ではホームページには掲載するという予定だというお話があったと思いますが、このあたりは間違いないでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 議員協議会で私がお答えさせていただいたのは、あの時点でホームページに、担当課の方から、厚岸町としてこういうことがありましたと、申し訳ございませんということ載せるということをお願いさせていただいたところでございます。

●委員長（佐藤委員） 4番、金子委員。

●金子委員 ありがとうございます。

その中で、そのときの議員協議会のお話いただいた状況と、今の町がこれから対応するというのは、何か変化は今の状況ではある状況でしょうか。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 先ほど課長のほうからも答弁ございましたが、今の段階ではまだその段階でございます。

●委員長（佐藤委員） 4番、金子委員。

●金子委員 すみません。その段階というところの説明を端的でいいので、その段階を教えてくださいいいですか。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） ホームページには速やかに載せさせていただきました。それ以外については、まだ検討するとさせていただきましたが、それ以上のことはまだ進んでおりません。

●委員長（佐藤委員） 4番、金子委員。

●金子委員 誠実に対応して、副町長は本当に誠実に対応していただいている方だと思ひまして、ホームページに速やかに掲載いただいたというのも大変誠実だと思います。

ただ、副町長もしくは町長の認識として、厚岸町の町民で厚岸町のホームページを見

ている人というのはどのぐらいいるとお考えでしょうか。大体でいいので、個人的なお考えを教えてくださいたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 町の重要な案件等については、極力漏れがないようにホームページには、コロナのときもそうですけれども、速やかに一番最初に見れる情報として公開できる手段として載せてきたところでございますが、どの程度、例えば町民の何割が見ているとか、そういうことはちょっと把握はできておりません。

●委員長（佐藤委員） 4 番、金子委員。

●金子委員 副町長も率直にお答えいただいたと思うのですが、自分も移住者で厚岸のことを本当に分かっている部分は少ないのですが、そんな自分でも町民の皆さんと関わる中で一番よく分かるのは、ホームページを見て町の情報を得る人というのはほとんど聞いたことがなくて、みんな町報を見て、こういうのがある、こういうのがあるというのを皆さんお知りになっている方がすごく多いというのを実感しております。

町としてはやはり誠実にご対応いただくという、先ほど町長もお話いただいたように、そのようなお考えなので、こういうことがあったということもお伝えする考えがあってホームページに載せたのであれば、町報などみんなが分かりやすいところに、こういうことがあったと公表してこそ公表する価値があると思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 行政報告からまたホームページから、さらには広報からいろいろな情報の仕方があるわけですが、本来は全てやるべきなのです。しかし、限られております。そういうことで取りあえずホームページに載せたということでありまして、さらに広報にも載せるべきだというような今のご意見として、私を受け止めたわけですが、金子議員がそう言うのですから載せるというわけには行きません。ちょっと検討させてください。どういう方法でこれを掲載するべきか、そういうこともありますので、ひとつご理解いただきたいと存じます。しかしながら、前向きに検討するべきであらうと思っております。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、6 目ございませんか。
1 番、竹田委員。

- 竹田委員 確認で聞きたいのですけれども、監査の仕事という部分で、町長としては監査をしている方に、この間違い、この事件が起きた部分については、あえて特段監査の責任ということを問いたくないような説明に私は聞こえたのですね。それは間違ってますかね。

それと、監査の委員の答弁で、たくさんあるから間違っても仕方ないと、一個でもね。端的にまとめて、私はそういうふうに聞こえたのですよ。これは私だけなのかなと思うのですけれども、それであればそれでいいのです。そういうものなのだというのであれば、私はその監査の仕事というのは100%分かりませんから。町長がそうやっているのであれば、そうなのだというのであれば、私はそう受けるし、町民にもそう答えるし、監査の言った言葉も、私たちに言う言葉は町民に話している言葉と同じですから、この議会でどういう話があったのだとなれば、そのまま伝えるしかないのです、そういう認識でよろしいのでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 町長。

- 町長（若狭町長） 私からご答弁させていただきます。

ただ今回の事案については、議員会で説明したとおり、規則に誤りがあったのです。監査委員はその法に基づいて監査をしているのです。ですから、規則に過ちがあるという内部で分かったわけでありますので、そういう意味においては、かばうとか、そういうことではありません。やはり行政委員会として別個です。議会ももちろんそうです。そういうことで、私は忠実に監査をしているものであるという認識でお話をいたしておりますので、この点ご理解いただきたいと存じます。

- 委員長（佐藤委員） 代表監査委員。

- 代表監査委員（黒田監査委員） 間違いがあり、そして監査が法にのっとって、例えば決算審査をやり、定期監査をやり、もろもろの例月出納検査をやり、そういう中で、粛々と行政のチェックをやっているのですが、その中でやっぱりこういう誤徴収とか何とかあった場合には、それは監査委員としては全く責任ないということは言えないと思います、当然ながら。ただ、現実的に法にのっとった監査の行動をやっている中で、それなりの監査も行政の幅広いものに対して、全部目を光らせてというチェックをするという、そういう意味合いにおいては、正直申し上げまして、おのずから限界があることも事実なのです。定期監査一つ取っても膨大な資料ですから、それらを限られた時間の中でチェックするというのは非常に正直言って難しいものもあるかと思いますが、そういう意味では、できる限り、ほぼほぼ定期監査のときも2カ月、3カ月かけて日々出てきて、それらの書類を懸命にチェックしているところでございますし、今後とも、やはり監査というのは行政のチェック機能をしっかりと果たさなければならない場合でございますので、今後とも誠実にそういう本来業務をしっかりと果たしてまいりたいと、かように存じておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

(「分かりました」の声あり)

- 委員長（佐藤委員） よろしいですか。
他に、6目ございますか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、進みます。
7目教育使用料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2項手数料、1目総務手数料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3目衛生手数料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4目農林水産業手数料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6目土木手数料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 7目教育手数料。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3項1目証紙収入。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 2 目衛生費国庫負担金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2 目民生費国庫補助金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3 目衛生費国庫補助金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4 目農林水産業費国庫補助金。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 5 目商工費国庫補助金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 6 目土木費国庫補助金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 8 目教育費国庫補助金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3 項委託金、1 目総務費委託金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2 目民生費委託金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4目土木費委託金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 17款道支出金、1項道負担金、2目民生費道負担金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2項道補助金、1目総務費道補助金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2目民生費道補助金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3目衛生費道補助金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4目農林水産業費道補助金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 5目商工費道補助金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 6目土木費道補助金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 7目消防費道補助金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 8目教育費道補助金。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3 項委託金、1 目総務費委託金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3 目衛生費委託金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4 目農林水産業費委託金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 5 目商工費委託金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 6 目土木費委託金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 18 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2 目利子及び配当金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2 目生産物売払収入。

4 番、金子委員。

●金子委員 2 目生産物売払収入についてなのですが、しいたけ売払代の下にある餌料藻類売払代というのが聞いたことがなくて、これはどのようなものを売ったのかを教えてくださいてもよろしいでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 生産物売払収入の中の餌料藻類売払代ということで、137万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、カキ種苗センターにおける餌料培養装置におきまして、カキセンターで使用する珪藻類を培養してカキの餌として使用している部分でございます。ただ、その施設の中において、余剰分といいますか、カキ種苗センターで使う以外の餌料藻類も生産されるわけでありまして。その餌料藻類が大変品質がよろしくて、全道全国の研究施設から引き合いがございます。それを凝縮したものを各水産研究所であるとか、大学であるとか、そういったところに販売しているといった、この餌料藻類の売払代ということで計上しているところでございます。

当初予算では1,330万円ほど計上しておりましたけれども、今回、それにつきましては、決算見込みが137万円ほど増えるという見込みで、今回計上させていただいているところでございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 他に、2目ありませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

19款1項寄附金、5目農林水産業費寄附金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 6目商工費寄附金。

8番、石澤委員。

●石澤委員 これは、厚岸グリーン電力合同会社というのは説明があったのですが、どのような会社なののでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

この厚岸グリーン電力合同会社であります。事業内容といたしましては、主に大型太陽光発電所を行っている事業所であります。こちらでいきますと、厚岸町の国道沿いにあります太陽光、あそこを今管理運営をしている会社ということでございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 そこから企業版ふるさと納税で、これ3,000万円ですね。3,000万円という形で来ているのですけれども、何かごめんなさい、何か意図があるのかなと思ったりしたものですから。太陽光の、厚岸の、この名前を聞くと、厚岸グリーン合同会社となると、何か厚岸町の中で何件かが固まってやっている会社なのかなと思ったのですが、そうではなくて、今やっている会社からの、変な意味ではなくて、善意でふるさと企業納税が来たというふうに理解していいのですか。

●委員長（佐藤委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） そのとおりでございます。会社名が厚岸グリーン電力合同会社という会社名でございますので、会社の中身自体は、正直言いまして、どういったあれで、そういうような会社名だとか、中身をこうあれしているということは分かりませんが、議員がおっしゃるとおり、そういったあれで、今、こちらのほうに寄附を頂いたということでございます。

（「分かりました」の声あり）

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。
7番、南谷委員。

●南谷委員 同じく、ここで質問をお尋ねします。

過年度にも寄附がありましたよ、この会社から。3,000万円という数字、非常に町にとって大きい数字でございます。尾幌にあれだけの規模の施設を造って、活用されておるわけでございますから、たしかできてから3年間税控除あったと思うのですよね。そういうこともあって、私なりに、その税金分というのですか、その分をある程度町のほうに寄附をしていただいたのかなというふうに、財源として、企業として、そういう理解に立ったのですけれども、そうすると、令和6年度以降は、今後は3,000万円とか4,000万円とか、そういう寄附というのは望めないのかなというふうに理解したのですが、この辺についてはいかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

企業版ふるさと納税でございますので、もちろんその企業に何らかのやはり、これは法人税の税控除が受けられますので、そういった意味での部分で、この3年間の税の特例控除、こちらをこうということで寄附を頂いたということは、それは企業のあれでちょっと分かりませんが、来年度以降も寄附はあるかどうかは分かりません。ただ、来年度以降、この3年間の特例控除が終わりまして、これは新年度予算にも計上させていただ

いておりますが、固定資産税のほうの償却資産のほうで税金が、こちらのほうの特例控除がなくなって、多くの固定資産税が計上されているというような現状でございます。

（「分かりました」の声あり）

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 進みます。

20款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 7目森林環境譲与税基金繰入金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 22款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2項預金利子、1目町預金利子。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3項貸付金元利収入、2目ウタリ住宅改良貸付金元利収入。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4項受託事業収入、3目衛生費受託事業収入。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 6項雑入、2目過年度収入。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3目雑入。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 23款 1 項町債、 1 目総務債。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 目民生債。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3 目衛生債。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4 目農林水産業債。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5 目商工債。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6 目土木債。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 7 目消防債。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 8 目教育債。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 以上で歳入を終わります。

次に、36ページ、歳出に入ります。

1 款 1 項 1 目議会費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。
2番、室崎委員。

●室崎委員 ここでお聞きしますが、役場庁舎の使用に関してなのですが、1階の玄関入ると広がっていますよね。あれは町民ホールというのが正式な呼び方ですかね。そこを利用して小さなイベントや展示が行われたりすることもありますね。そういうときには当然、これは役場の中の課であったり、あるいは外の団体であったり、それはいろいろあるのだと思いますが、そういうところから使用のための手続が必要になるのだと思うのですが、そのあたりちょっと仕組みどういうふうになっているか教えてください。

- 委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 庁舎の使用につきましては、それぞれ場所がありますけれども、会議室等でありますと、総務のほうに、今システムの中で、これを使いたいというところに申請という形でまずは申込みをしていただいて、そちらを総務のほうで承認しましたというような形でやっております。ただ、外部の方でありますと、紙を出していただいて、庁舎使用伺ですね、そちらのほうを紙で出していただいて許可するというような流れになっております。

- 委員長（佐藤委員） 室崎委員。

●室崎委員 それは庁舎全体皆同じですね。

それで、今回町民ホールに限って聞きますけれども、その使い方としてはやはりまず申請者が外部の場合には当然管理者のほうは見ますよね、それをね。それから、目的、どういう目的で使うのか。公序良俗に反するような目的が書いてあったら、これはお断りするより仕方ないですね。

それから、使用の条件といいますか、時間もあるだろうし、それからそこでもって周りに迷惑かけるような使い方をされては困るということは当然あると思いますね。それで条件というのかな、たしかこれ規定がありますよね。それでその最後のほうに、今課長おっしゃった紙で出してもらった時の様式なども例規集を見るとあると思いますよね。そののところを見ると、申請者、それから使用目的、いろいろ書いてますね。そして備考欄のような条件欄というようなものも許可のときにはあるようですね。これらについてはあれでしょうか、具体的に最初から決まっているものでしょうか、それとも誰かが判断するものでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 休憩します。

午前11時28分休憩

- 委員長（佐藤委員） 再開いたします。

総務課長。

- 総務課長（布施課長） すみません。貴重なお時間ありがとうございます。

使用するに当たりまして、こういう行為を行っては駄目ですよというような禁止行為というものが10ほどありまして、みだりに庁舎の共用スペース以外のところで利用してはならないですとか、そういう項目が10ぐらいあります。それ以外であれば利用は認めますというようなことで、使用申請書のところにも目的と必要な場所、日時、あとは人数等ですね、それを記載して申請していただくというような流れになります。

- 委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

- 室崎委員 今聞いたのは、そこに書いてあるのは分かりきったことで、誰が見ても、そんなことをされたら大変だというのばかりですね。私も規則は読みました。

私が聞いているのはそういうことではなくて、わざわざ申請を受けて出す許可証かな、許可しますよというところ。そここのところに条件という自由記載の欄がありますよね。そこでもって、こうこうこういうふうにしなさいという条件をつける場合もあるわけですね。だから、相手によって、あるいは行われるものの重要性によって変わるのではないかというふうにも受け取れるわけです。

それでお聞きしたいのは、そういう細部にわたってのというかな、やはり規則はどこまでもその性質上、最低限のかつ重要なことを決めているわけでしょう。それに上乘せするような制限だとか何だとかというのは、許可に当たってはつけることになる。その部分の判断というのは誰がやるのか。

- 委員長（佐藤委員） 総務課長。

- 総務課長（布施課長） 庁舎管理に関しましては、庁舎管理者がということになっておりますので、その辺は庁舎管理者が判断することになります。庁舎管理者は総務課長ということになります。

- 委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

- 室崎委員 靴の底から足の裏かくような話はこのぐらいにして、はっきり申し上げますが、町民ホールを使って、この前、環境教育推進委員会、これが展示を行いました。教育委員会に所属する一つの団体ということになるのでしょうか。これには北大の臨海実験所だとか、それから少年自然の家だとか、小中学校はもとより、町民の中からもいろいろな団体が入ってますし。それから学校関係も入っています。

1回目のというか、設立されたのは平成8年ですね。その年からずっと、この委員会

の目玉になるような町民に向けての働きかけとしては、毎年行っているものが三つありましてね。一つは、会員の総会ですよ。それから、一つ広報紙を出す。そして、もう一つが、その構成員がそれぞれパネルをつくっていろいろな発表をするのですね。何と言ったかな。すみません、教育委員会、何て正式に言いましたか、その展示会のことを。

●委員長（佐藤委員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 環境教育のパネル展になります。あと、併せてECO発表会ということで作品を展示しています。

●委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 すみません。どうも物忘れがひどいもので申し訳ない。

その、今答弁のあった展示会をこの前やりました。それで、今回、これを行ったときに発表をした人たちみんなでもって展示をつくるのですが、そのときにみんなが顔見合わせてびっくりしたのですよ。やたら狭いのですね、今までと比べて。もう展示物に鼻がつかえるぐらい、横になって歩かなければならないぐらい狭いところで展示を見なければならぬ。それで、何かなと思ったら、あそこにショーウインドーというか、立派な飾りの棚があるのですね。それからその裏に応接セットがあるのですよ。これをそのままにして、その奥のほうの狭いスペースで全部やれという話だったというふうに聞かされたわけです。教育委員会と管理者の間では、どういう話合いが行われたのか、教えていただきたい。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午前11時39分休憩

午前11時40分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。
総務課長。

●総務課長（布施課長） 貴重なお時間申し訳ございません。

総務のほうには教育委員会のほうから相談がありまして、町民ホールのほうでやりたいというようなお話がありました。町民ホールのほうは今の現状ですと、町民の方が来て、あそこでちょっと休んだりですとか、そういうスペースというのがもともとのスペースであります。

話ししている中で、それもある中で使えるのであればという話で教育委員会とお話をして、その段階では、それで、そういう形で使うのであればよろしいですよというよう

な話で、そのときは利用するということになりました。

●委員長（佐藤委員） 2 番、室崎委員。

●室崎委員 まず事実関係から聞きますけれども、あそこに立派な飾り棚ありますよね、大きなね。あれは物理的にもう動かすことが全く不可能なものなのですか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 下に車がついておりますので不可能ではないのですが、一度動かすと業者さんが来て、全部調整をしなければならないということにはなっておりますが、動かすことは可能ではあります。

●委員長（佐藤委員） 2 番、室崎委員。

●室崎委員 応接セットというのが後ろにありましたが、これも動かしてはいけない事情があるわけですか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） あの丸テーブルのお客さんが座るような、それは動かしては駄目だということはないです。

●委員長（佐藤委員） 2 番、室崎委員。

●室崎委員 今回非常に協力してくださった町民の皆さん、この環境教育推進委員会の会員ですが、こんな狭いところでというふうに言ったときに、この応接セットだとかこれ動かすことはできないのかという声が出ましたよ。ところが、管理者のほうは一切動かすこともまかりならぬという条件でもって許可を受けているから動かすことはできないのだというのが、担当者の話だったのですが、これは担当者がうそをついたわけですか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） それはうそということではなくて、私どもと話した中では、それがあまままで使えるのであればご利用いただければというような話で、利用してもらうということになりました。

●委員長（佐藤委員） 2 番、室崎委員。

- 室崎委員 町民ホールのふだんの利用の目的と、そういう1週間ぐらいの小さなイベントのために使うときとの利益衡量だと思うのですよね。

今の聞いていると、結局一切動かしてはならんと、いつものとおりで余っているところでやりなさいということは、町民ホールのいつものとおりの重要性に比べて、今回のパネル展というのは些細なものであると。てんびんにかけると、町民ホールのふだんの利用のほうがずっと重たいという判断をしたわけですね。その点。

- 委員長（佐藤委員） 総務課長。

- 総務課長（布施課長） そういう重たいところというような判断ではございません。ただ、今までのとおり使えるのであればというようなお話だけだったものですから、確かに臨時応変な使い方というのは考えることも必要かとは思いますが。

- 委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

- 室崎委員 言葉は何とでも言えるのだけれども、実際にやったのを見ているという、この管理の衝に当たる総務課ですか、そちらのほうは、このパネル展だとかそういうものについては、ごくごくささいなものだという価値判断をしているのではないかというふうに思われるのですよ。これは平成8年から行われて現在28回続いています。そういうもののときに、町民ホールのあの備品を一つも動かさないで、裏のほうでございさやりにさいというようなことが言えるのですね。この点、もう一度答弁いただきたい。

- 委員長（佐藤委員） 総務課長。

- 総務課長（布施課長） 確かに狭かった部分はあるかと思いますが、そこでやりなさいというまでのものではなかったのですけれども、そこで並べた段階で、こちらが悪かったかもしれませんけれども、そこでまた利用の状況をお互い話をしてという部分があったかと思うので、今後そういうことがあった場合には、現場として並べた後にまた確認して、どうしたらいいかというような確認をしていきたいと思っています。

- 委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

- 室崎委員 教育委員会にもお聞きします。

この点について、これでは狭すぎてどうにもならないと。だから善処してくれと。またあの大きな飾り棚の陰に隠れてしまって、入ってきた人、何やってるか見えないのですよ。何も見えないのですよ。それで向こう側にパネルを立てて、それこそ横にこうやって歩かないと、カニの横ばいみたいにして歩かないと、全部のパネルを見れないような狭さの中でやったわけですね。案の定、何人の人が気がついたのかなというような状況でしたね。そういうようなやり方ではうまくないのだということは、きちんと総務のほうに説明したのですか。

●委員長（佐藤委員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） まず、先ほどの休憩スペースのところのお話なのですが、全く動かしてはいけないという指示は受けていません。ただ、そのスペースは確保してくださいよということで、実はテーブルだとかも寄せたりはしてるのですね。ただ、その寄せただけでもやはりスペースが少ないというのは全く事実だったことだと思えますので、その辺については、はっきり今年狭すぎて全然駄目だったなという話はお伝えしてないのですけれども、次年度に向けてどうしていくかというところは、また今後検討していくべき課題なのだろうというふうには思っておりますので、今後検討していきたいと思います。

（「いいです」の声あり）

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。
昼食のため、委員会を休憩いたします。
再開は午後1時といたします。

午前11時48分休憩

午後1時00分再開

●委員長（佐藤委員） 委員会を再開いたします。
2款総務費、1項総務管理費の1目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。
2目簡易郵便局費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3目職員厚生費。
1番、竹田委員。

●竹田委員 3目の職員厚生費でお尋ねしたいと思います。

ストレスチェック実施委託料とここにあるのですけれども、ここでお話を聞きたいと思います。

町職員、役所関係の職員で、ここ数年前から、ストレスなのか、職員のストレスによってのいろいろな障がいや休暇を取ったり、それから職場を辞職するとかそういうこと

が、厚岸町ではそういう状態がどのような感じになっているのか、まずはそこをお尋ねしたいと思います。

具体的に聞くのであれば、ここ３年くらいの間で、環境になじめず辞職するとか、または休暇を取って長く休んでいるとか、そういった状況というのは町職員の中ではどのようなになっていますか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

退職者は、若い年齢で退職した方はおられますけれども、その原因というものがこういったストレスというもので辞めたというようなことは明確なものはございませんが、違う仕事に就きたいとかということで辞めたというのは分かりますけれども、こういう原因では退職した人はいないと把握しております。

あと、休んでいる職員ですけれども、現在では２名です。

以上です。

●委員長（佐藤委員） １番、竹田委員。

●竹田委員 ストレスとか職場になじまないで、その環境になじまずに辞めたというのは把握ない。今、そうしたら休んでいる２名というのはどういう状況なのですかね。どういう状況で休まれているか把握しているのですか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） その２名につきましては、心のといいますか、それらのほうで休んでいるのがその２名です。

●委員長（佐藤委員） １番、竹田委員。

●竹田委員 ストレスを感じると、人間は笑顔がなくなるというのが医学的に証明されています。僕も仕事柄、釧路町役場、別海、中標津、浜中、羅臼と斜里町方面、各いろいろ行くのですが、このストレスによって笑顔がなくなるということが、書かれています。笑顔が減るというのはどうしてなのか。それはその心の病からストレスが起きますと笑顔がなくなるというふうに、そういう感じで一般的に調べるとすぐ出てくるのですが、その原因は何かというと、なぜ笑顔がなくなってしまうのか。対面での人のコミュニケーション不足、要するに取れる取れないというのがあられると思うのですが、あとパソコンやスマートフォンを見る機会が増加して、自分でにやにやしなから、パソコンを一人で笑顔をつくりながらパソコンを打つ人はいないと思うのですね。ちょっとそういう人がいたら気持ち悪いかもしれないですけれども。

あと、ストレスは、１時間以内でストレスを感じると、ちょっと立って歩き出した

り、後ろを見たり、体操したりして、自分自身でストレスを解消できる人がいるのですね、医学的に言うと。だけれども、それができない人というのはどんどんため込んでいて、夕方になると、もう嫌だなというストレス症候群になってしまう。あと、年齢によってストレスを感じる。要するに、パソコンの苦手の人が急にパソコンを預けられてやれといったときに、パソコンになじめなくてストレスを感じてしまうというのがあるのですね。

では、これをどうすれば笑顔をつくれるようになるのかというと、なぜ笑顔をつくらなければいけないかといったら、医学的に笑顔をつくることによって、ストレスを解消することができる。そうすると、仕事に要するにスムーズにいたり、はかどるといいますか、そういうことが起きる。職場でそういうことをつくるのが大事だよといって、一般企業ではストレス解消のための講座とか、職場の中でいろいろやっているのですね。楽しいことを仕事の途中の数十秒間、昨日奥さんとけんかしたということではなくて、昨日奥さんにすごく褒められたとか、子どもにすごく好かれたとか、一緒に遊びに行ってもよかったなとかというのを瞬間瞬間に自分で時間をつくって、自分を楽しませるという、コントロールできるようにするとか、いろいろ自分の気持ちを変えることができるらしいのですよ。あと、トイレに行ったときに鏡を見てにやっと笑うとか、そういう工夫をするとかというのがいろいろあるのですね。あと、自分を自分で褒める。心の中でつぶやく人もいるし、口で言う人もいると思うのですけれども、そういった要するに、笑顔を少しでもつくろうということで、職場環境が変わっていく、自分がまず変わっていくということで、心の病から解除されていくというのがある。これを企業が取り寄せることによって、仕事にハカいったりすることが実証されてきました。

厚岸町役場でも、課長さんたちは多分そういうストレス感じてないのかもしれないのですけれども、若い人たちは結構ストレス感じてるといえるのは、多分課長さんたちのクラスになると、若い人たちを見ると何となく、こいつちょっと心病んでるんじゃないかなとかと思うところは多分あると思うのですね。だから、そういうことを庁舎の中で、職員同士が、そういうことをふだんから気づけたり、そういうことを取り入れるということをやるとかしていけば、スムーズな職場になっていくといえるか、いい環境づくりになっていくので、そういうことを今後何かで勉強したり取り入れたり、それを庁舎内でやってみませんかというアイデアなのだと思いますけれども、いかがですか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 今おっしゃっていただきましたストレスチェックですね。それをした中で、その結果としまして、その中には高ストレス者等もおります、実際。そういう人にはどういう対応をしたらいいかということもあると思うのですが、研修の中でも健康管理に関する研修ですとか、そういう研修も一応進めてはおります。

今おっしゃっていただきました笑顔をつくるですとか、職場のどちらかということと環境ということになってくるのでしょうかね、その周りの。そこら辺はやはり周り、管理職も含めて、そこら辺は気を遣っていかなければならないところだと思いますので、研修等でもありますけれども、そこら辺は職場環境を整えていかなければならないとは考え

ております。

●委員長（佐藤委員） 1 番、竹田委員。

●竹田委員 注意をされたり、怒られているときに笑顔をつくるということで、にやにや笑っていて、おまえ、ふざけてるのかという、そういうのが企業で一番苦勞されたらしいのです。これ笑い話なのですけれども、笑顔をつくれとって、本当にその人はすごい性格が真面目で、笑顔をつくれとったから怒られたときも常ににっと笑っていたらしいのですよ。そうしたら、おまえ、ふざけてるのかというふうになったらしいのですけれども、そういうことのコントロールもできない人が最近いるということを、それを聞いて僕もびっくりしたのですけれども、やはり育ちなのかなというふうに思うのですけれども、また家庭環境でそう染まった人間を、職場に急に來てそれを変えてあげれるというのは非常に難しい話かもしれないのですけれども、それらをストレスチェックというのをちょうどやっているの、何とかそういうところを見つけ出して、職員が楽しい職場になっていくように、もう少しいろいろ調べてやってほしいなというふうに思います。いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 今、委員おっしゃいました、昔であれば、これが会話として成り立つことも、今であれば、その人のちょっと斜めから見た個性ではないですけれども、そういうところにもなってきますので、なかなか厳しい言葉は難しいとは思いますが、そのストレスチェックの結果等を用いまして、そこら辺は対応していけるように今後も考えていきたいと思ひます。

（「よろしいです」の声あり）

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

他に、3 目ありませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

4 目情報化推進費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 5 目交通安全防犯費。

2 番、室崎委員。

●室崎委員　ここでお聞きしますが、自転車交通安全推進として、19万4,000円の減額と
なっているのです。これは当初予算を見ると30万円つけたのですね。そして約20万円減
額になっているのですよ。この内容を教えてください。

●委員長（佐藤委員）　町民課長。

●町民課長（堀部課長）　お答えさせていただきます。

当初30万円ということで、ヘルメット助成につきましては100件で20万円、それから
保険に関しましては100件で10万円の30万円としたところではありますが、1月末現在、
ヘルメット助成につきましては24件の実績がありまして、保険につきましては2件実績
がございます。それとあわせて見込みでございますが、ヘルメットにつきましては25
件、それから保険につきましては10件ということで、計上というか見まして、約19万4,
000円の減額としているところでございます。

●委員長（佐藤委員）　2番、室崎委員。

●室崎委員　ちょっと最後のところがうまく聞き取れなかったもので、要するに見込み違い
だったと、思ったほど人は来なかったということですね。100件あるのだろうと思っ
たら24件しかなかったということですか。何ですか。

●委員長（佐藤委員）　町民課長。

●町民課長（堀部課長）　お答えさせていただきます。

100件見込んでいまして24件ということでございますが、町としましては、今年度計
3回の自転車講習会を実施してきました。最初の1回目は十二、三人と多かったのです
けど、その後2人とか1人とかという状況になってございます。

近年というか、現場のほうを見て回りますと、自転車に乗っている方は結構ヘルメッ
トをかぶっているという状況になってございます。ただ、24件というのは少ないとは思
っているところでございますので、町としては町広報紙等でそういった助成があります
ので、周知しているところでございますが、なかなか浸透していないという状況がある
と認識しているところでございます

●委員長（佐藤委員）　2番、室崎委員。

●室崎委員　今後どうするのかというのは、新年度で聞けと言われるかもしれないのだけ
ども、勘弁して、ちょっとここで先の話もさせてください。

まず一つは、助成額が魅力のあるような額でないという可能性はないですか。その程
度のものなら何も無理して講習まで受けて、そんなことやらなくても俺買うよというよ
うな感じはありませんか。

それから、広報周知という部分でも知らない人が多いような印象を受けます、私の周

りでね。いや、広報紙に載せたからいいよというけれども、広報紙丹念に読んでいる人何割いるかといったら、さっきもちょっとホームページの話も出ておったのだけれども、なかなか難しいのですよね。そのあたりで何かいい機軸はないか。

それから、警察と上手にタイアップしてやっていく必要もあるのではないかと、交通安全に関することですからね。そのあたりどんなことを考えていらっしゃるでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

まず、助成額につきましては、ヘルメットの金額がいろいろございまして、安価なものから高価なものということでございます。全国的に見ますと、助成額につきましては2,000円、保険が1,000円というところがございます。ただ、この制度を始めたときはそういった状況ではありますが、今後将来的にそういったことも検討していかなければならないかなというふうには認識しております。

それと、広報等の周知では不足ということでございますが、それ以外にも防災無線とか、あといろいろな場面でのところで、そういったヘルメットの助成についての周知をしていくことによって、多少なりとも増えていくのかなというところでございます。

それから、警察との連携でございますが、講習会につきましては、警察の方に講師をしていただいておりますので、引き続き、その辺は警察と連携を密にして取り進めてまいりたいと。

あと、講習会も年3回程度となっておりますが、増やしていく方法も今後検討していかなければならないかなというところでございます。

●委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 よろしく申し上げます。

例えば、警察が街頭に立って交通安全のキャンペーンをやったりするでしょう。春の交通安全週間とか、そういうのがもうすぐ来ますよね。そういうときに、例えば厚岸町では、こんなことをやって自転車のヘルメットには助成制度あるのですよというようなことを一緒に周知してもらおうと、結構目につくのではないかなというようなことも考えられますので、単に講師として来ていただく、それは当たり前なので、そこから一歩進めてどういうふうにやるかということ、それで知恵を絞っていただきたい。

それから、1個当たりの額についても、ありがたいことにといたら怒られるのだけれども、今たくさん応募がないわけですから、予算をそんなに増やさないで1個当たりを増やすということも可能でしょう。それで、どっと来たらまた補正すればいいわけだから。そういうようなことを含めて、やはりいろいろな知恵を絞って、そして、要は自転車で重大事故がなくなればいいわけですから、それに寄与できるようなことを考えていただきたいと、そういうふう思うのですがいかがでしょう。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） ただいま委員質問がありましたとおり、そういったことを検討しながら取り進めてまいりたいと考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。
他に、5目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。
6目行政管理費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 7目文書広報費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 8目財政管理費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 9目会計管理費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 10目企画費。
4番、金子委員。

●金子委員 企画費の中の地域おこし協力隊起業等支援の100万円の減額ですが、これは地域おこし協力隊が協力隊を満期を迎えた後、自分で独立開業をする際にもらえる補助金だと思いますが、減額の理由を端的に教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

この地域おこし協力隊の起業等支援ということで、厚岸町に地域おこし協力隊に来た場合に起業を起こせるということで、100万円の助成ということでございます。

ただ、こちらの100万円の交付条件、こちらは地域おこし協力隊の任務されたあたり

1年以上というのがあります。今、厚岸町には2名の隊員がおりますが、1名の方がこの起業起こしの支援の対象となる方でございます。ただ、その方とお話をさせていただいた際には、今ある任務をそのまま継続をするということで、今回、この100万円を減額を、これは1名分でございますが、減額をさせていただいたということでございます。

●委員長（佐藤委員） 4番、金子委員。

●金子委員 分かりました。

もともと人数がそんなに昔のように10人とかいた中での予算計上ではなかったのですが、ではないと思うのですが、地域おこし協力隊で残っている方は、今現状僕入れて多分3人しかいない状況だと思うので、今後、今の方も含めて、新たに自分で事業をしないにしても、協力隊の任期が終わったから役場とはもうつながりもないし、あとは知らないよというふうには考えてはいないと思うのですが、ぜひまちに残っていけるように、町のほうでもぜひ協力隊の任期が終わった後もつながりを持って支援していただければと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

地域おこし協力隊、これは地域に来ていろいろと活性化をしていただくということで、外から町に来ていただいて、任務に当たってその活動をしていただくというのがメインであります。その後、3年終えた場合に、そこからは本人がどういったあれで町内に残っていただけるか、また町外にどこかに行くかということで、なかなかそういった場合に地域おこし協力隊員のときには、支援のほうはいろいろと活動費のほうでは支援は行われますが、やはりその3年過ぎたあたりからしたら一切支援、これは定住するというので、やはり一町民と考えれば、この地域おこし協力隊員だけに支援を充実するということにはならないのかなと思っています。ただ、厚岸町といたしましては、この移住だけに限らず定住ということで、様々な福祉支援、また教育支援、それと産業支援を行っておりますので、もう地域おこし協力隊、これは定住していただくのが一番の考えでこれを行っておりますので、今後もやはりそういった来ていただいて定住できるような支援を、そこは町としても充実、また新たなものを考えていければなと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

他に、10目ございませんか。

1番、竹田委員。

●竹田委員 087の移住・定住促進、これについて、厚岸町の今現状というのですかね、この移住・定住促進に対しての現状はどんなふうになっているのか、ざっくりでいいの

で教えてもらえますか。

●委員長（佐藤委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

町内のこの移住・定住でございますが、様々な理由で転入転出ということでありまして。こちらのほうの制度というのは、引っ越したとか家賃に対しての補助をしているというのが、この移住・定住促進であります。そういった中では、令和5年度の実績いたしますと、家賃に助成しているのが8名、そして引っ越しには2名の方ということで、こちらを活用しているのがこの10名ということで、様々な移動してきた方はおりますが、これに該当になるかどうか、これはもちろん周知もさせていただいているのですが、これに該当する方が合わせて10名ということでございます。

●委員長（佐藤委員） 1番、竹田委員。

●竹田委員 分かりました。

定住・移住という部分の、085の移住体験住宅というのもあるのですけれども、あと移住支援、086。この東京中心からこの厚岸町に起業をすとか、東京から厚岸町に移ってくるということについての支援をしようという定住・移住に対しての補助金となるのですけれども、これらの実績というのはどうなっていますか。

●委員長（佐藤委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、先ほどお話ありました085の移住体験住宅、こちら町内に来て厚岸町の体験をしてもらうということでございますが、これは住の江のほう二つ移住体験住宅というものがございます。こちらのほうの利用されている方が、この令和5年度でいきますと実績は10件ということでございます。これは10件という中でも、やはり多い方でいきますと、これ1か月だとかという方がおりますので、どうしても夏場がやはり多いかなと。ただ、1名の方が冬場も体験してみたいということで、1名の方は1月にも来て体験をしたということでございます。

それと、もう一つが086の移住支援金でございます。これも委員言うように、東京圏から厚岸町に來まして、新規に就業または起業を起こすということに対して助成があるのですが、こちらに関しましては、今のところゼロ件ということで、予算のほうを落とさせていただいているというような現状でございます。

●委員長（佐藤委員） 1番、竹田委員。

●竹田委員 間違ってたらごめんなさい。085の移住体験も、086の移住支援も、087の定住促進、これらは全部体験をしながら厚岸町にそのまま住み続けてほしい。それから、

厚岸町の魅力を発信して厚岸町に住みたいなといって引っ越ししてほしい。それを要するに促進していくための事業であるというふうに私は認識したのですが、まずそこは間違ってますか、間違ってますか。

●委員長（佐藤委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

基本的な大まかでいきますと、やはり厚岸町に来ていただいて定住をしていただきたいというのが、まずはこの事業を進めている二つの事業であります。ただ、この移住支援金の場合はやはり中小企業、特に仕事はやはり人手不足という、過疎地に人手不足というところで、そちらにやはり一番のメインとしては厚岸町の企業に、都市圏から働きたいということが、もちろんそれも定住につながるのですが、そこが移住体験住宅と移住支援金の違いであるということでございます。

●委員長（佐藤委員） 1 番、竹田委員。

●竹田委員 厚岸町に移住してほしいというのは、お願いするということか、移住してほしいという気持ちに相手になっていただくように進めるということは間違いないのですよね。

ということで、移住・定住になかなかつながらない部分というのは、理事者側として何が問題なのか、今後どうすべきなのか。定住・移住していただけるために、それはどういう気持ちでいるのか、現在。それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。まずそこですね。

●委員長（佐藤委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

今、全国各地、人口減少ということで、どこの市町村でも、この定住・移住、やはり自分たちに来ていただきたいということで、一生懸命やっている最中でありまして。そういった中では、人口減少の中で取り合いをしているような形になっているのかなというのが、今状況であります。そういった中では、いろいろな支援策を考えたり、こういうようなまちおこしをしたりして人を呼び込むというような、様々な事業が各市町村で行われているということが、今の現状でございます。

私たちのお考えといたしましては、まずはやはり移住も大事なのですが、今やはり厚岸町に住んでいる方、こちらがやはり一番のメインではないかなと思います。これがいろんな支援策を行って、それが定住している方が厚岸町にすることがよかったというのが一番あって、それがやはり移住につながっていくのではないかなと私は思っております。だからといって、移住を行わないということでございませぬ。順番は移住・定住とはしておりますが、やはり定住あつての移住なのかなというのがありますので、もちろんこの事業は進めていくのですが、やはり一番は今の住んでいる、厚岸町

に住んでいる方を大事にしながら移住を進めていきたいと思っているということでございます。

●委員長（佐藤委員） 1 番、竹田委員、いいですか。

（「いいです」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 10 目、他にございますか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。
11 目財産管理費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 12 目車両管理費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2 項徴税費、1 目賦課納税費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3 項 1 目戸籍住民登録費。
7 番、南谷委員。

●南谷委員 2 款 3 項 1 目戸籍住民登録費ですね。

ここで 57 ページです。57 ページの 050 戸籍情報システム整備事業 723 万 8,000 円でお尋ねをさせていただきます。

提案理由では、令和 5 年 6 月の戸籍法の改正により、戸籍及び附票の氏名に振り仮名を表記するため、戸籍情報及び戸籍附票システムの改修とあるのですけれども、この内容、どういうふうになるのか。

それから、たしか佐藤委員長のほうから振り仮名をとという提言がありました。これがどうなるのかも含めて説明してください。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

このたび計上いたしました 723 万 8,000 円でございますが、まず一つ目に、戸籍情報シ

システム整備委託料、これにつきましては、戸籍情報システムの改修業務となっておりまして、戸籍情報システム振り仮名対応ソフトウェア、それからシステムの構成設計、あとは現地適応という内容でございます。

もう一つは、戸籍附票システムの改修ということでございまして、戸籍附票に振り仮名を表記するため、住民基本台帳への仮名情報の要求や、附票への旧氏名の記載機能の追加等のシステム改修となっております。

一つは、戸籍附票システムの改修業務で、戸籍附票システム振り仮名対応ソフトウェア、それから要件の定義、あとシステム構成……

(「ゆっくり」の声あり)

- 町民課長（堀部課長） はい。戸籍の附票システム振り仮名対応ソフトウェア、それから要件定義、システム構成設計、それから現地適応という内容でございます。

もう一つは、戸籍附票システム旧氏名の記載ソフトウェア、それから同じように要件定義、システム構成設計、現地適応の内容となっております。

また、振り仮名につきましては、現在のところ、片仮名表記ということでございますが、令和5年6月に公布されました戸籍法の改正により、施行日は2年以内とされているところでございます。ですので、いつから施行されるということにつきましては、今現在まだ決まっていないという状況でございます。

- 委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

- 南谷委員 まず、現地適応という説明がありました、今。現地適応というのは、厚岸町に合ったというふうに理解すればいいのか、この現地適応、どんなふうに適応、何がどう適応されるのか、説明をしてください。

それから、2年以内ですから、まだ先見通せませんということなのだけれども、確かに不確定要素なのですから、少なくとも補正予算で計上しているのだから、めどとしていつ頃から実施するのだよぐらいの話は説明してください。

- 委員長（佐藤委員） 町民課長。

- 町民課長（堀部課長） お答えいたします。

現地適応でございますが、現地での対応業務という内容でございます。現地で職員が対応するという内容でございます。

それから、いつから施行されるかということでございますが、今時点では、2年以内としているところでございますが、2024年の年度末ということでは、国のほうでは予定をしているところでございます。

(「いいです」の声あり)

- 委員長（佐藤委員） いいですか。
他に、3項1目ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） なければ、進みます。
4項選挙費、1目選挙管理委員会費。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 5目道知事・道議会議員選挙費。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 5項統計調査費、1目統計調査総務費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） なければ、2款総務費を終わります。
58ページ、3款民生費でございます。
3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。
8番、石澤委員。

- 石澤委員 この中で、重層的支援体制整備というのは、事業縮小に伴う委託料ということなのですが、これはどういう形なのですか。縮小したということはどのようなことですか。

- 委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

事業で重層的支援体制整備事業の委託料の減額でございます。当初、分野を超えた総合的な子どもの問題、障がい、高齢者の方、様々な問題を抱える方を分野を問わず対応していく、その体制整備を行うための事業というような事業名として行っております。

実施する中身としましては、現在、移行段階ということで、特に高齢者、障がい者等、ある程度の事業が整ったものと、それから貧困層、それからひきこもりですとか、これまでに例えば市町村の実施事業ではない総合振興局が、北海道が所管をしていた事業での分野、そういったものの市町村が不足するものを整備をしていきながら、そういった体制整備を行うというような名目の事業でございます。行う事業につきましては、事業自体は社会福祉協議会に委託をして行うということで、当初予算で計上して委託を行っております。

今回の事業につきましては、一つは農作業、畑をつくって野菜、作物等を作りながら、そこにボランティアが関わっていただく、それから日中活動、外に出たくても出れない方ですとか、手伝ってもらえる方などを集まって行う、その作業というか、行うことをつくるために、一つは農作業として設定をして行うという、アグリ事業というような形での設定。それから、あとはコミュニティカフェの実施ですとか、あとはおたすけ隊という、例えば介護保険ですとヘルパーさんがいろいろなことを行えるのですが、制度から漏れている方、それから、例えば家の中での荷物を、大きな物を移動するですとか、そういった手の届かないところに何人か集まって、その方が手伝いに行けるようなやり取りを行うというような、そういう体制をつくって手伝いを何回か行っているというような、そういった事業のものを、様々なものを組み合わせて行うような事業として設定しておりました。

今回につきましては、その中で年度末までに実施見込みができないというところで、減額を行ったところでは、一つはコミュニティカフェの実施ができなかったと。例年であれば、コロナ禍がある程度落ち着いたといいながらも、なかなか食事、飲食を同じテーブルで行うというのは、なかなか公にできなかったということで、コミュニティカフェについては、実は2月に一度行っていますが、年間に行う回数はできなかったということで、それらの減額。それからもう一つ、今年度当初から民間の子どもの団体の遊び場の設定を行う、これを福祉センターの大ホールを使って、大型遊具等での事業を行うようなことも見積もって、それらの経費も見ていたのですが、ちょっとそこ実施に至らなかったですとか、そういった幾つかの事業ができなかったことで、最終的には減額が見込まれたと、減額になったという状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 そういうことは分かりました。

それで、今、高齢者と障がい者の部分は、ある程度目鼻がついたみたいな感じの言い方をされたのですが、ほかの貧困層とか、これは多分ヤングケアラーの問題なども全部入っているのですよね。そういうのも含めて、遊び場とか、それからコミュニティカフェとか、いろいろなおたすけ隊の話は聞いています。助かっている人は助かっているという話です。その全体像が、これからどういうふうに、今回縮小になったのですけれども、これがどういうふうに変わっていくのか。そういういろいろな人のつながりだと思うのですが、それをどういうふうにしていくつもりなのか、その辺ちょっと教えてください。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

重層的支援体制整備事業というのが、事業設定を数年前にされた段階で、こういったものを地域においてやっていく必要があるというところで、そのための移行のための補助金を使えるということを見込んで、今年度、それから実は来年度にも段階的には、今

年と同じ移行の期間として、来年度も同様の事業を継続しようと思っています。

最終的な形を想定するときには、一つは、例えば子どもが小さい中で介護を抱えているですとか、障がい者の方がいるのですけれども、やはり所得が少ないですとか、幾つかの分野にまたがった相談があったときに、今までですと、高齢者の介護の場合ですと、高齢者の部門に対して相談があって、その制度を使う。でも、そこに関わる例えば小学生の子どもが介護に関わっていたりですとか、そういったことがなかなか重要視されなかった、制度の中でしか動けなかったという部分が、現在はそういった視点を広げて対応しなければいけないという現実でございます。

その中では、一つは、いろいろな分野がある中で、相談体制を整理しなければいけないということが一つです。例えばですが、高齢者のほうに相談があった家庭の課題に対して、そこを整理をして協議をする場が、それから関わる担当者が集まって話ができる。相談が受けられて、協議して整理をして支援ができるというような、その流れをつくっていくというのが一番大きな必要なところかなと思っています。

それと、もう一つは支援をする段階で、例えば就労にはつながらないのだけれども、どこかに、日中家にいてばかりはいられないので、外に出なければいけないときに、どういったものがあるか、活動できる場所があるか、状況によっては、就労支援の事業も使えるかもしれない。そういったものにつなげていく、トータルの形をつくっていくというようなことでございます。

今、目指したいというのが、今お話をした幾つか重層的に重なった問題、課題を対応できる流れとシステムをつくっていく、それとメニューをつくっていくということで、今年度と来年度をかけて、ある程度の事業整理をしたいというふうに考えております。

ただ、そうは言いながら、全てを全部準備できるわけではありませんので、この地域事情に合わせて、社協とそれから関係者とも協議しながら進めていきたいなというふうに考えているところです

●委員長（佐藤委員） 8 番、石澤委員。

●石澤委員 分かりました。

社協と、それからこちらのあみかといったら失礼ですけれども、その中でいろいろな相談をしながら、多分これコミュニティカフェと言ってましたけれども、それはそれをやっている人たちの団体とか、それを全体を集めてといったら変ですけれども、一緒に集まっているいろいろなできる場所も考えてつくっていくということでいいのですね。そうではないのかな、ちょっと違うのかな。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 福祉の問題解決といいますか、問題につきましては、ごくプライベートで個人情報が入った、込み入った部分の問題、それからもう一つは支援するときに、安易にといいいますか、緩く連携ができるような、そういった関係性というのがひとつ必要になりまして、それを一つのまとまった形で整理できるというふうにはち

よっと捉えていないのですね。なので、まずは行政、それから専門職で協議をできる、問題整理ができるという段階のものと、それと支援する際には、ネットワークの中で一定の課題を共有しながら支援していけるような、そういうようなイメージを持っています。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

他に、1目ございませんか。

2番、室崎委員。

●室崎委員 私も同じところで、新年度で聞こうと思っていたのだけれども。今、石澤さんのほうの質問が出て非常によく分かりましたが、そこでお聞きしておきたいのは、カウンターの外と内だと話があると思うのです。要するに、一般市民の相談に行って問題を抱えている人ですね、問題というのは、幾つかの要素が重なっているのが当たり前ですから、それに対応するようにしようということだというお話で、非常にいいなと思いながら聞いておりましたが、問題は窓口ですよ。相談に行く窓口というのが、例えば、あみかに行って、こういうことを聞いたら、いやいや、これについては社協に委託してあるから、社協に行って相談してくださいというのでは困るのです。それから、今までどおりの窓口は当然開いているわけでしょうから、そここのところに行くと、やはり担当者は自分のテリトリーの話だけ聞き取るというのでも困るのです。そのあたり、まず窓口と、それからそこで受けたものを今度、そのカウンターの内側でどう処理するかという問題だと思うので、そのあたりを、相談に行く人の立場になって、もうちょっと説明していただきたい。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

実はこの事業につきましては、地域の事情に応じて、それから行政の支援体制、それから地域の支援体制によっても、やはり形が正解がないといえますか、決まった形ということではないというふうに捉えております。その中で、今年度、来年度かけて整理をしたい。ただ、その段階では、相談に来る段階、もしくは把握をする段階から支援をするまでの流れのフロー図を整理をしていきたいなというふうに考えております。

現在でも、例えば高齢者の問題に対しては保健師も同行するですとか、それから安易に窓口に来るだけではなくて相談があったときには、例えば社会福祉協議会の担当者と一緒に訪問して、家で相談を受けるですとか、そういった対応を行っておりますが、何分、逆に決まりがなく対応している部分もございます。それを、まずは相談を受ける。相談の受け方も、一つの窓口で全てを受けられるということにはやはりなりませんので、相談を受けた段階で一緒になって窓口を変えるですとか、それから一旦一通りのものを聞いた中で、訪問する段階で窓口を引き継ぎながら対応するですとか、そういったことを考慮して、来た方、相談を受ける方に混乱が生じないような対応を考えたいなというふうに考えております。

それともう一つは、相談に来た方の持つ表面的な要望・ニーズということと、それともう一つは潜在的に、例えば虐待ですとか、本人が言ってくれない金銭的な借金の問題であるとか、そういったことも併せて対応する課題として捉える必要もありますので、そういった場面の聞き取りができるような、確認ができるようなこともちょっと考慮しながらというふうに考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

他に、1目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

2目心身障害者福祉費。64ページまで続きます。

1番、竹田委員。

●竹田委員 65ページの110、地域生活支援の中の地域生活支援拠点空床確保負担金、この補助金の地域活動支援センター運営費290万円の減額、これについてちょっと説明してもらえますか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

空床確保のほうもですかね。空床確保と……。

●委員長（佐藤委員） 1番、竹田委員。

●竹田委員 空床確保、この事業の意味もちょっと僕分らないので、意味も含めてそこからなのですけども、お願いしたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 地域生活支援拠点空床確保負担金であります。この事業につきましましては、障がいを持つ方が何かあった場合に、いわゆるショートステイみたいなイメージなのですが、何かあった場合に一時的に宿泊ができる場所の確保が必要ということで、これはうちの厚岸町におきましては、障がい者の入所施設がないために、釧路市の入所施設に委託をしてございます。この部分で、釧路管内におきましては、いずれも釧路市以外で入所施設を持たないので、各市町村において、そのベッドを確保するというような趣旨の事業でございます。

補正につきましましては、2,000円の補正となっておりますが、事業費当初66万2,000円で、厚岸町につきましましては66万2,000円なのですが、各市町村、人口規模に合わせた負

担金を持ち寄って、いわゆる施設の1床の365日、1床を常時確保しておくというような体制で、相談があって必要になった場合には、急遽入所ができるというような体制を整備しているというものでございます。

それから、地域活動支援センターの運営費、マイナスの290万円ですが、これにつきましては、現在旧奔渡保育所、きらくにおいて実施しております、地域活動支援センターの運営費でございます。ここには、委託をしております、委託事業者において運営費、それから人権費の計上をしていただいております。その中で、本来は2名配置をした中で事業を行って受入れをしていただくのですが、このうち1人の確保ができなかったということで、当初ですが、補正前の額となりますが、548万8,000円に対して、今回290万円の減額、補正後255万8,000円の事業に縮小されるという内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 1番、竹田委員。

●竹田委員 活動委託事業者、当初2名見ていたけれども1名しか見込みなかった。当初2名見ていたということは、2名が必要だったから2名見たということなのですね。その結果1名しかできなかったというのは、活動するに当たって2名いなければならなかったから2名欲しかったのに、1名しか確保できなかった。それで、減額として、ほぼほぼ人件費かなとは思いますが、425万6,000円が不用額になってしまったということになるのですけれども、では、この活動委託事業をやろうとしたときの当初の2名が1名になってしまった。その1名しかできなかったことに関しては、この事業自体全体を見たときに満度の事業計画ができなくなったのか。それとも2名分プラス利用者の分も両方減ったから、今回はちょうどよかったのだというのか、その辺はどうなのですか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 地域活動支援センターの事業につきましては、障がいサービスの中で、障害の手帳、それから診断書等によって給付が受けられる給付サービスがあります。これらは、例えば入所ですとか、ヘルパーさんの派遣、そして訪問入浴、就労継続支援ですとか、そういった事業を受けられる中で、そこに至らない方が、まだ障がいの判定が出ていないですとか、それから、それら現在給付でも受けられるのだけれども、その場所には行きたくないですとか、そういった方が自由に来所して過ごすことができるような事業となっております。一番入り口で窓口の広い事業なのかなというふうに考えております。

現在、この事業の利用の状況が一日数名ぐらいということで、本来的には1名ぐらいで対応はできる状況には現状ではありますが、ただ2名体制にした上で、さらに間口の広い事業を実施していただきたいということで、毎年当初から2名体制での事業をお願いしている状況となっております。

●委員長（佐藤委員） 1番、竹田委員。

●竹田委員 窓口が広いというのは、サービスを受ける側にとってはすごくいいことだと思うのです。ただ、1名でできるのを2名にして窓口を広げすぎてしまって、結果的に1人で対応できるようになったということの結果として、そうなってしまったのだということなのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） いろいろ相談、これとは別にいろいろな部分、例えば窓口とか相談などがあって、受入れをしてもらいたい、それから受入れできるだろうかというやり取りをしている中では、現在のところは受入れをしていただいて対応している状況にはありますが、事業運営そのものを町としては委託をしている状況にありますので、これは町の立場としては当然間口の広い2人規模で、例えばですが、現在の人数の2倍3倍の受入れをやっていただきたいという状況でございます。運営する側もやはり人員を確保していただきながら、現在の利用者以外の方にも声をかけていただきながら、利用者を増やしていただきたいということでの折衝をしながら実施をしているという状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 1番、竹田委員。

●竹田委員 町民からはこんな話があったのです。課長言ったとおり、間口が広い部分、本当に利用しやすい。そこに1人しかいないということになると、自分が行って余計な仕事を増やすことによって迷惑をかけるのではないかと。障がい者によって引っ込み思案の人もいるのです。だから、窓口が2人体制できるのに2人いると何か行きやすいけれども、1人しかいないと抵抗を感じてしまって今日行こうかなと思っても行かないというか、行ったら結局いっぱいだったの、何かこう引いてしまったというのがあるので、課長が言うその間口が広い部分でいくと、その2人の体制がいいのだというのであれば、ぜひ2人を置いて受け皿を広くしていくように努力してほしいなというような要望なのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 実は、ここ近年人員の確保ができないというところで、1人での運営というのがちょっと続いていた状況があります。実施法人にしてみると、やはり自助努力の中でもなかなか難しいという部分も確かにあるのかなというふうにも感じているところですので、今いただいたお話もありますので、町としても確保できるような形で支援もしたいですし、何か方策がないのか、お話も進めたいなというふうに思いますので、進めたいと思います。

（「よろしいです」の声あり）

- 委員長（佐藤委員） よろしいですか。
他に、2目ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） なければ、進みます。
3目心身障害者特別対策費。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 4目老人福祉費。
2番、室崎委員。

- 室崎委員 ここで確認なのですけれども、69ページ、元気いきいき高齢者応援というのがありますね。これは一般財源で110万円の予算だったのが、今回地方債110万円と振り替えられたわけですね。ということは、この事業が起債の対象になるということだと思うのですが、その間の事情、ちょっと説明してください。

- 委員長（佐藤委員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） 私のほうからお答えいたします。

この元気いきいきの地方債110万円でございますが、過疎債、過疎ソフト債というのが平成24年から、今まで地方債というのはどちらかというとハードに起債というのを充てるのですが、平成24年からソフトにもできるということで、町としても、一般財源で対応していたのが交付税でバックが来るということで、過疎債のソフトを元気いきいきにも充当したということで、今回、財源の振替ということで補正計上をさせていただいたということでございます。

- 委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

- 室崎委員 分かりました。一応話は分かりました。

それでお聞きしたいのは、当初からその過疎債でやることはできなかったのでしょうか。年度の途中で振り替えることが可能になったのですね。今のこの予算書の書き方はそうですよね。今の話を聞いていると、何か当初からそれはもう入るものだったような気がするのだけれども、そうではない。

それと、ついでにといたら何ですけれども、改めて、元気いきいき事業、これの内容についても一言説明してください。お願いします。

- 委員長（佐藤委員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、過疎債のソフトということで、発行の全体的に厚岸町に対しての上限額というのは示されております。そういった中では、当初からハード、ソフトも含めまして申請をさせていただいております。ただ、全道、全国各地からハード、ソフト含めて、やはり有利な財源ということで、過疎債を皆さん活用したいということでやはり来ておりますので、そこはどの事業が充当となる、あの事業が充当と言わないで、一律に要は決定されるということで、今回は国のほうのこちらのほうが確定したということで、3月の補正予算のほうに計上させていただいたというような経過でございます。

- 委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後 2 時10分休憩

午後 2 時10分再開

- 委員長（佐藤委員） 再開します。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） 大変申し訳ありません。

元気いきいき高齢者応援事業でございます。事業の内容ですが、介護の認定を受けていない88歳の方、それから95歳の方に対して、本来でいけば介護保険を使って給付を受ける、保険料を払いながらサービスを使っていない元気に暮らしている方ということで、応援ということで、95歳の方には3万円の商品券、それと、5,000円相当の厚岸町の特産品と賞状を贈るという事業。それから、88歳の方につきましては、3万円の商品券を贈呈するという事業の内容でございます。

- 委員長（佐藤委員） 2 番、室崎委員。

- 室崎委員 分かりました。

そうすると、この高齢者応援というのは、例えばいろいろな、みんなと会って話をする機会をつくるとか、そういう元気になってもらうための、広く言うとりハビリみたいなものをやるようなふうにも見えたのだけれども、そうではなくて、物やお金を給付する、ちょうど長寿祝金みたいなものというふうに解釈すればいいのですね。

- 委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） お話のとおり、やはりある程度の年齢になって介護を受けるとというのが通常になってきている中で、元気に暮らしているということに対して、本人に対する奨励という意味での事業でございます。

(「結構です」の声あり)

- 委員長（佐藤委員） 4目、他にございませんか。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） なければ、進みます。
5目後期高齢者医療費。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 6目国民年金費。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 7目自治振興費。
1番、竹田委員。

- 竹田委員 7番の自治振興費の自治会活動活性化支援と地域公共交通対策について。

最近になってから、自動運転の車両についてということで、テレビ等でだんだん騒がれてきて、実証実験運転から実際にまちに活用して、実際に動いている、活用しているまちがあるのですけれども、厚岸町についても、地域柄、やはり活用に向けての取組、調査とか研究とか、そういうのは今現在、厚岸町としての取組はどうなっているのでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 町民課長。

- 町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

自動運転についてでございますが、今現在、町としてはそういった取組をするような計画ということは、今時点では考えていないというところでございます。

- 委員長（佐藤委員） 1番、竹田委員。

- 竹田委員 地域交通に関しての自動運転に対しての補助金等もありますよね。補助金というのは、通常どの補助金もそうなのですから、最初は金額高いけれども、だんだん金額が下がってくる。当初の、何でもそうなのですから、最初の頃は車両自体も高くなって、だんだんだんだんあちこちで使われるようになってくると、車両自体も安くなるから結局補助金も下がる。費用対効果を考えると、最初に飛び込んで受けたほうがいいのか、後のほうがいいのか、どちらなのかは、そのものにもよるし、時代性とか

いろいろあると思うのですけれども、ただ、自動運転の車両について、全く町としては、計画も何もないから、そんなものどうでもいいということではなくて、今の時代のニーズに合っていけるような体制もつくっていかなければならないと思うのですよね。そういう部分では、ぜひ、視察なり体験なり実用性はどうか、そういうものであれば厚岸町に全く向かないのか、ぜひそれを実証して調査をしていったら、実用性というのは高いのではないかという、まず見たり聞いたり調べないと、どうしたらいいのかが分からないと思うので、調査くらいはしていったほうが良いと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

この自動運転車両ということでございますが、テレビ等々でそういった情報、または運輸支局からそういった通知がされているところでございます。町としても、今委員おっしゃられたとおり、全く今後、将来ということでありますので、調査、研究ということで考えていきたいなというところでございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 自治会活動活性化支援、これが125万4,000円の減ですね。これ、当初予算300万円なのですよ。半分まではいかないけれども、随分大きな割合で減額になっているのですね。これはどういう意味なのか。使い切れなかったということなのか、とすればこれは何が原因なのか、教えてください。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

この自治会活動活性化助成ということで、当初300万円見ておりました。30自治会ございまして、1自治会に対しまして10万円の助成を行うという内容でございます。現在、申請が、実績があるところでございますのは19自治会がありまして、交付済額として94万6,000円という状況になってございます。残り11自治会ということでございまして、コロナ禍もありまして、5類に移行しまして、活動が少しずつ増えているという状況でございますが、まだやはり違う自治会に対しましては、そういった活動を自粛しているという状況にございますので、その辺は来年度以降は増えてくるのかなということ認識をしているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 2 番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。

コロナはいろいろなところに影響を与えているということですね。そうすると、この後は回復して、当初の見込みどおりの利用率になってくるであろうというふうに見ていると。決して、こういうふうに下がったから、今度は下がったままでもって行くというようなものではないということによろしいですね。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

大きな理由としましては、そういったことは考えているということで、町としては認識しているというところでございます。

●委員長（佐藤委員） 2 番、室崎委員。

●室崎委員 あと、これだけいい制度をつくってもらって、それに不服や不満など言えるようなものでないと思っているのですが、手続などでいろいろな書類書くの大変だというような声もちらちら聞こえるので、そのあたりはできる限り、手助けをして、要するに楽に使えるように、なるべく壁になるようなものを取り除くような、そういう助力というか、それをお願いしたいので、これはお願いでございますので、どうかよろしくお願いしたい。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

今現在も、町がその自治会に対しまして、いろいろと協力してやってございますので、引き続き協力して取り進めたいと思っているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 7 目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

8 目 社会福祉施設費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 10 目 諸費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 目児童措置費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3 目ひとり親福祉費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4 目児童福祉施設費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5 目児童館運営費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6 目諸費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、3 款民生費を終わります。

84ページ、4 款衛生費です。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目衛生予防費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 目健康推進費。90ページまで続きます。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3 目墓地火葬場費。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 4 目水道費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 5 目病院費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 6 目子ども医療費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 7 目諸費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2 項環境政策費、1 目環境対策費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2 目水鳥観察館運営費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3 目廃棄物対策費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4 目ごみ処理費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 5 目し尿処理費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 6 目下水処理費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） なければ、4款衛生費を終わります。
102ページ、5款農林水産業費に参ります。
5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 2目農業振興費。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 3目畜産業費。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 5目農地費。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 6目牧野管理費。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 7目農業施設費。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 8目農業水道費。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 9目堆肥センター費。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 10目諸費。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 2項林業費、1目林業総務費。
声出してくださいね。8番、石澤委員。

●石澤委員 すみません。

林業総務費で、森林管理システム事業とあるのですが、これはどういうこと、モバイル行動受信機を修理するのかな、何かあるのですが、どんなことをするのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 森林管理システム整備事業でございます。138万6,000円ということでございます。

内容につきましては、森林管理システムのGPSというものでございまして、平成29年に購入しておりますが、これが故障によってメーカーでも修理不能ということで、新規に購入するものでございます。

活用といたしましては、施業する場所の測量を容易に行うことができる。場所に行ってGPSで立てるということですね。それから、目的地へ迅速な到着として、山林は正確な地物が少ないために、隣接する小班の境界の把握や、現在地の特定に長年の経験を有する職員がいなくても、GPSで現在地を確認しながら目的地に向かうことができるというのが2点目。それと、3点目としては、その測量によって作成した実測図を、補助申請にも使えと、連動しているということで、この森林管理システムのGPSを買うという事業でございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 これを使ってというか、これは森林を保護していくというか、そういう産業としても成り立っていくような使い方もできるのですか。管理をして、それから林業のほうの産業にはなっていないのかなと思うのですが、林業という仕事も含めて、全体をどこに何があるかも含めて調べることができて、それをまた維持していくことができるというふうに思っているのですか。

●委員長（佐藤委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） このシステムにつきましては、町に壊れましたけれども1台と、それから森林組合にも1台同じものがございます。これらにつきましては、それぞれの施業、間伐とかいろいろなやる部分を、これで全部補うということで、大変重要なシステムになっているというところでございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 1目、他にございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、進みます。
2 目林業振興費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3 目造林事業費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4 目林業施設費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5 目特用林産振興費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3 項水産業費、1 目水産業総務費。
2 番、室崎委員。

- 室崎委員 ここでお聞きしますが、廃棄漁網利活用というのがありますね。これ、当初予算で94万円つけたのですね、たしか。84万円が不用額になって出てきている。差引き使われたのは10万円だけと、こういう状態なのですが、この間の事情説明をいただきたい。

- 委員長（佐藤委員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（高橋課長） 廃棄漁網利活用の84万円の減額でございます。これにつきましては、令和5年度の海づくり大会絡みの、廃棄漁網を利用したランドセルを新入生に利用していただくに当たって、2万円を助成させていただくという事業でありまして、当初予算で94万円の予算をつけさせていただきました。

令和5年度の予算成立と同時に、令和6年度、要するに来月の新入生予定者の世帯宛てにチラシを全員に配布をさせていただいています。また、防災無線や広報紙、ホームページ、海づくり大会のSNSなどで周知を図りまして、さらにはしんりゅう保育所やあつけし保育所に出向いて、玄関ホールにランドセルの現物を1か月ずつ置かせていただきまして、何とかまたチラシも2回目を配らせていただきまして、ロコミを使って入学予定者の保護者に対して直接購入のセールスも行わせていただきました。今のランド

セル商戦はほぼほぼお盆前に勝負が決まるという専らの情報でございましたので、それをもうお盆前には全部やってしまわないとならないということで積極的に実施をさせていただきましたけれども、なかなかこのランドセルに対する保護者の思い入れといいますかが強い、さらに、ランドセルに関わっては、やはりじいちゃん、ばあちゃんの高いハードルがあるというのがまた思い知らされまして、結果として1件の申請にとどまってしまったという実態になっていたところなのです。海づくり大会との相乗効果を狙って、私どもとしては鳴り物入りで取り組んだつもりの事業ではあったのですが、結果的に惨たんたる結果に終わってしまって、本当に担当者としても不徳の致すところではございます。

令和6年度においても、予算額自体はちょっと縮小はさせていただきましたが、新年度の話になるのですけれども、予算がもし取らせていただいた暁には、なお一層昨年にも増すPRをさせていただいて、1個でも多く、海づくり大会の思想に基づいた廃棄漁網を使ったランドセルを、一人でも多くの小学生がしょって学校に通えるように、精いっぱい頑張っていきたいなというふうに思っているところでございますので、本当に今回の補正については申し訳ないとは思っておりますが、来年度に向けて、なお一層頑張っていきたいと思っておりますという内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 何か質問を続けるのが切なくなってしまうような答弁なのですけれども、そんなこと言わないでやりますのでよろしく。

豊かな海づくり大会に呼応して、町が主催したのか、国が主催したのか、それは知りませんが、講演会もありましたですね。そして、このランドセルだとかバッグをつくっている会社なのですかね、そこの人もそのシンポジウムというか講演会に来て、高らかにうたい上げてましたよね。厚岸町でそういう仕事をしている会社が、廃棄漁網を回収して再生する。それで、我が社がそれを高級バッグだとか、それからランドセルだとか、そういうものにすると。まさにSDGsのかがみである、そういうわくわくするような、夢のような話をしてくれました。

ただ、そのとき話を聞いていた私は、この人数字言わないなと思ったのですよ。一体日本国内で、世界中とは言いません。日本国内で、あるいは北海道で、何トンの漁網が毎年廃棄されて、その何割、何トンが回収されて、そして我が社では何トンの廃棄漁網を、言わばそういう製品にしているのだという話は一言もなかったのです。そうすると、のもあるという話以上のものじゃないかと、そのとき思ったのですよ。それで、今回見るといって、担当者は随分苦労なさったようだけれども、こんな話なのですよね。

だから、そのとき一緒に陳列された、高名なデザイナーのデザインしたしゃれたバッグなんてのがありましたよ。売値聞いたら、目玉飛び出るような値段でしたけれどもね。そんなものが一体年間そこで何個売れてるのだろうという疑問は、そのとき解消できないでいました。

それで、ランドセルに絞って言うと、今答弁があったような話になると思うのです。ランドセルという非常に特殊な商品の売れ方の中に切り込んでいくのは難しいというお

話もよく分かります。ただ、廃漁網を再生してみんなで利用するという流れを、本気で厚岸町がつくっていこうと思うなら、ランドセルに限る必要はないですよね。そのあたり、そのメーカーが話に乗ってくれるのだったら、いろいろな相談ができると思うのです。そして、購入して使う人への補助というものも、一人厚岸町だけではなくて、漁業協同組合だとか、関連するようなどころともタイアップしていくということも一つの方法かもしれません。

それで、廃漁網を利活用という事業名になっているわけですから、そういう意味でもう少し広く、この後検討なさってはいかがかなと、そういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 廃棄漁網利活用事業につきましては、令和4年度、小学生に、まずは無料でモニター的な部分ということで、新入生、去年の新入生に向けて、無料でお配りしますとやっているのですね。そのときは、13件応募があったという実態です。ランドセル、売値が5万円なのですね。5万円で、当時は1回目はあげますということでやったら13件来たと。今回は2万円助成ということで、自己負担3万円ということでやったら1件しか来なかったと。それがいいのか、悪いのか、どういうふうな検証がという部分もあるのですが、やはり私どもの意図としては、どちらかというと大人よりも、子どものときからそういった環境になじませて育て上げていくほうが効果的ではないのかなという考えもあったものですから、大人の部分までは頭が回らなかったというのが正直なところではあるのですけれども、本当に確かに高いです。ちょっとしたバッグでも2万円とかしますので、僕もなかなか手が出るような代物ではないのですけれども、それでも思想という部分を持ちながら、それに持っていくということも必要なことかなとは思います。

今後の部分のご提言もありましたけれども、こういったふうな形で廃棄漁網の利活用全体の枠組みというのを含めるかどうかちょっと研究させていただいて、子どものみならず大人も含めた、厚岸町からの廃漁網がランドセルになって帰ってくるというストーリーの中でもやっていたものですから、そういう部分がありましたけれども、そのほかの製品であるとか含めてちょっと研究をさせていただいて、これからの方向性を探っていければなというふうに思いますので、ご理解いただければなと思います。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

1目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

2目水産振興費。

7番、南谷委員。

●南谷委員 5款3項2目、水産振興費ですね。

まず、260ですか、一番下の874万円減額、赤潮対策緊急支援事業、この874万円減額になっています。この減額になったこの事業の内容と、なぜこの870万円の減額となったのか説明をしてください。

●委員長（佐藤委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 赤潮対策緊急支援事業の874万円の減額でございますけれども、これにつきましては、令和3年度の赤潮被害における、厚岸のみならず北海道沿岸のウニの被害に関わる再生化事業ということで、国の補助も受けながら、北海道の補助も受けながら進めておる事業で、2カ年目に入ったところでございます。

事業の内容としては、漁場環境回復保全活動であるとか、漁場環境モニタリング調査というような事業で進んでいるところでございますけれども、この町の予算ベースで見ますと、当初予算が2,448万3,000円組んでおりました。今回、874万円の減額ということでございますけれども、これに付随して、国の事業を含めた全体の事業費というのがございます。それにつきましては、本年度については、1億600万円程度の予算で走ったところでございます。

これについては、漁場環境の回復活動、保全活動については、当初7,520万円ほどの予算規模でスタートしました。それで、この実績の見込みが4,160万円程度に落ち着くというふうに今把握しているところでございます。これについては、中身については、ウニの密度管理であるとか、ウニ殻の除去であるとか、ホタテの殻の除去、岩盤清掃といった事業メニューになっております。それから、漁場環境のモニタリング部分については、当初8,790万円程度の事業費でスタートしましたが、これについても、決算見込みでいくと、全体事業費で6,330万円程度に落ち着くと、こういった見込みになっております。

全体事業費で申し上げますと、1億6,400万円の事業費が、3月の年度末には1億600万円程度に落ち着く見通しとなっております。事業費的には5,800万円ほどの減額というような見込みに伺っております。全体事業費の減という部分につきましては、当初計画を立てた時点と、実際にウニの種苗をまく回数であるとか、人工さんであるとか、また調査に関わる人手、人間のほうの人手ですけれども、そのやりくり等々で事業費が満度に消化しきれなかったという形でお伺いをしてございます。なものですから、事業費的には圧縮された形にはなっておりますけれども、順調にといいいますか、ウニの種苗放流につきましてもなされていっているというふうに把握しておりますし、今年度、来年度、再来年度までが予定されるやには認識はしておりますが、はっきりはしておりませんけれども、このままの流れでいくと、4カ年ということであれば、そういうふうに進んでいくのかなというふうに考えておるところの結果であるというふうに認識しているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

- 南谷委員 負担が下がるから、町としては、出すほうとしてはよかったのかなと思うけれども、今の説明を聞いていますと、現場のほう、実際に放流事業等については、生産がそれだけついてくるかどうかは別問題として、事業はある程度行われてきたと、それに対して町は事業を肅々支援してきたのだけれども、結果として、令和5年度については870万円の負担が減になったよと、こういう理解をすればよろしいでしょうか。

そして、また、さらに、あと2カ年ですか、今後も負担が発生するよと、こういう認識でよろしいのでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（高橋課長） 今、議員のご指摘のとおりの内容というふうに理解してよろしいかと存じます。

- 委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

- 南谷委員 次に参ります。119ページです。

119ページ、330、水産物荷受・鮮度保持設備整備事業500万円。ここでお尋ねをさせていただきます。提案理由の説明がありました。改めて、それぞれの事業内容について説明をしてください。

- 委員長（佐藤委員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（高橋課長） 330番、水産物荷受・鮮度保持設備整備事業500万円の内容でございますけれども、厚岸漁業協同組合における漁業環境の著しい変化に対応するべく、荷受・鮮度保持体制の新たな作業体制の構築を図るということで、鮮度維持設備を導入するという内容の事業でございます。

事業内容につきましては、厚岸漁協の本町側の新しい市場ですね、そこにおいて使用するプラスチック製の水産物の陳列台、それから荷受用の電算機一式、それから鮮度の維持管理のための除湿機、さらにはエンジン式の回転リフト1台を設備整備するという内容のものでございます。

具体的な事業費でございますけれども、水産物陳列台につきましては一式で250万円、それから荷受用の電算機器につきましても一式で212万3,000円、それから除湿機が2台で49万4,000円、エンジン式回転リフトが1台495万円、都合1,006万7,000円の事業費で交付申請を、北海道のほうの地域づくり総合交付金に申請をしていく予定になってございます。このうち事業費の2分の1以内である500万円を補正予算として、今回計上させていただくというような内容になっております。

- 委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 詳しい説明ありがとうございました。

残りありますよね、残り半分。これは組合が負担するのですか、受益者が負担するのですか、どうでしょうか。全部今は市場の関係だから、市場、組合なのでしょうか、漁業者というのではないのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 本事業につきましては、残りの消費税を含んだ残額607万4,000円になりますけれども、これにつきましては、漁業協同組合の負担というふうになろうかと存じます。

●委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 次に参ります。

次に340です。沿岸漁業作業省力化機器整備事業670万円。この内容、330と先ほどと同様に、それぞれ説明をお願いします。

●委員長（佐藤委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 340の沿岸漁業作業省力化機器整備事業670万円の部分でございます。これにつきましても、先ほどの330同様、北海道の地域づくり総合交付金を活用いたしまして、厚岸漁業協同組合が導入いたします、カキのロープ回し機、さらには、シマエビの重量選別機、これを整備しようとする内容のものでございます。これにつきましては、令和5年度では、ロープ回し機を36台、それからシマエビ重量選別機を5台整備しようとする内容でございます。

事業費関係でございますけれども、ロープ回し機につきましては、2本がけと4本がけという2種類があることになっておりまして、2本がけのロープ回し機を35台、単価は27万円ということで945万円、それから4本がけのロープ回し機につきましては、1台37万円で1台ということでございます。さらには、シマエビの重量選別機、これにつきましては5台、単価が73万円ということで365万円、この合計が1,347万円という内容になっております。この1,347万円の2分の1以内ということで、今回670万円の経費を補正計上させていただいているという内容となっております。

さらに先ほど所有権のお話がございましたので、追加でお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、これにつきましては、厚岸漁業協同組合が所有することになります。ロープ回し機につきましては、利用料金という形で漁業者さんから1年当たりそれぞれ、2本がけのほうは2万9,855円、それから4本がけについては4万912円、シマエビの重量選別機については、年間8万718円の負担をいただき、5年間の利用料金を徴収した後、漁業者へ譲渡されるというような内容でお伺いをしている内容でございませう。

●委員長（佐藤委員） 7 番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、足りない分は組合が払いますよと、こういうふうに半分はね。利用料で組合員から 5 年間で利用料を受けるよと、こういう理解でよろしいのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 私どももそのように認識をしているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 7 番、南谷委員。

●南谷委員 350 です。水産物加工冷凍施設整備事業、7 億 791 万 6,000 円。ここでお尋ねをさせていただきます。

まず、国からの、最終的にはここで計上されているのは道からの分の繰出しというふうに理解をするのです。もとは国からの補助だと思えるのですけれども、道経由で、そうすると、町のほうもそっくりこのまま漁協のほうにあればすけれども、まず、この事業の内容について説明をしてください。

この 7 億何ぼというのは、その整備事業のうち分かる範囲でいいですから、どんな事業をするのか。

●委員長（佐藤委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 水産物加工冷凍施設整備事業、7 億 791 万 6,000 円についてでございます。

昨年の第 1 回定例会の追加議案で実施設計の補正予算を計上させていただいた、厚岸漁業協同組合のエーウロコの移転改築施設整備の部分でございます。

それで、施設の事業規模、再度ご説明をさせていただきますが、鉄骨造りの 2 階建てで面積は 4,356 平方メートル。これに、畜養施設、チルド庫、冷凍設備、貯氷庫の本体施設、さらには附属設備として、バッテリー式ホークリフトを 2 台整備する内容で進んでおります。

当初事業費につきましては、25 億 1,800 万円で進んでおりまして、本年度は実施設計を行いました。それで、来年、令和 6 年度、令和 7 年度の 2 か年で、この本体工事を実施する予定となっております。財源の内訳につきましては、国費補助が 12 億円、残りが自己資金となっているところでございます。

なお、直近の設計における事業費は、4 億 7,510 万円増の 29 億 9,310 万円になっているやに伺っております。それで、昨年の 3 月の議会において、先ほど申し上げましたとおり、実施設計分の国費補助、2,023 万円を計上しており、今般、令和 6 年度事業費に係る補助金として 7 億 791 万 6,000 円を補正計上するという内容になっております。

以上です。

●委員長（佐藤委員） 7 番、南谷委員。

●南谷委員 厚岸漁業協同組合が事業主体になってやっているわけですから、町としてできるだけ、今回は町の持ち出しというのはありません。ですけれども、厚岸町にとって大事な基幹産業の一つ、水産業の基点となる漁業協同組合の工場でございます。将来の厚岸町の水産業の発展のためにも、町として可能なものはやはり支援をしていかなければならないと思います。そういう意味でも、今後、今回の部分についてはいいのですけれども、将来に向けて可能な限り支援をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 昨年の3月議会の折にも、そういったお話、議論がされておったかと存じますが、昨年の議論の中で町の支援は極めて難しいという状況は変わってございません。昨年来の厚岸漁業協同組合との協議の中におきましても、単独で事業を実施していくという合意の中で進んでいるというふうに認識しておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

なお、このエーウロコの整備計画とは切り離す部分にはなるかと存じますが、昨年の12月議会におきまして、利子補給制度の拡充といった部分で、町としてできる限りの支援という形で、今は進ませていただいている部分をご理解願いたいと存じます。

●委員長（佐藤委員） 7 番、南谷委員。

●南谷委員 さすが課長ですね。それは認識しております。

でも、やはり元金が大きいですよ。補助がないと、やはり大変ではないのかなと。今日のサンマの取れなくなってきた状況、これらを含めて、厚岸の水産物の価格維持という部分においては、やはりここは奮発していかなければならないのかなと思います。当然、事業主体の厚岸漁業協同組合として企業努力をしていかなければならないこととございますが、町としても可能なものについては、もしその時点になったら、やはり腰を入れて支援をしていかなければならないと思いますが、いかがですか。

●委員長（佐藤委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） この部分については、私どもも漁協さん含めて、一度折り込みをつけた事案というふうに認識しておりますが、今後未来に向かって、またさらに様々な一次産業支援という部分で、漁業協同組合としても応援をしていただきたいというようなお話も出てくるかもしれません。そういった部分については、未来志向の中で、できることは一生懸命考えてやっていかなければならないという部分は当然出てくるとは思いますが、それは今後のまた町の全体の財政状況を踏まえながら、一次産業の

振興というところも視点を十分置かせていただいて、一緒になって考えていかなければならないというふうに思っておるところでございます。

(「いいです」の声あり)

●委員長（佐藤委員） 2目、他にございますか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） なければ、午後からの休憩といたします。

再開は3時30分といたします。

午後3時00分休憩

午後3時30分再開

●委員長（佐藤委員） 委員会を再開いたします。

3項水産業費の3目から行きます。3目漁港管理費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 5目養殖事業費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 6目水産施設費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 7目全国豊かな海づくり大会推進事業費。ございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） なければ、5款農林水産業費を終わります。

124ページ、6款商工費です。

6款1項商工費、1目商工総務費。ございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 2目商工振興費。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 3 目食文化振興費。

4 番、金子委員。

●金子委員 070の味覚ターミナル電気自動車用充電設備事業についてお伺いします。

概要のほうは提案理由説明書で大体理解したのですが、この事業をするに当たって、例えば年間の利用者、利用自動車数や、例えば電気ステーションだと思うので、維持管理などのめどとか、そういう概算とかは計算して、どのような感じになっているかお伺いいたします。

●委員長（佐藤委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 味覚ターミナルコンキリエのE Vの充電器の関係でありますけれども、近隣の設備の状況から判断をさせてもらっております。大体、道の駅の設置しているところ、道の駅で急速充電器を設置しているところ、1 台から2 台ぐらい、一日です、というように利用の状況のようです。ですから、年間365日ありますと、大体多くても700回程度の利用にはなるのかなというようにところです。

これに関する維持管理費につきましては、大体メンテナンスの経費等々で30万円から35万円程度というように設備のメンテナンスに要する費用というように考えております。

●委員長（佐藤委員） 4 番、金子委員。

●金子委員 ありがとうございます。

その場合、電気自動車で充電する方というのは、例えば費用を払ったりするのか。また、コンキリエに置いているその充電するときに、どこから電気を、コンキリエから多分電気を引っ張って、その電気を車に送ると思うので、そのあたりの電気代というのかかると思うのですが、そのあたりはどうなっているかお伺いいたします。

●委員長（佐藤委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） まず、料金の仕組みになりますけれども、こちら私も電気自動車持っていないものですから、確認した状況なものですけれども、大体の方々が自動車販売の会社、もしくはこの急速充電器を利用するネットワークみたいなような取組がなされているようで、それらの会員にまずなると。会員になることによって、そこには例えば利用者の状況だとか、あとは使った分の電気量の口座の引換え、クレジット機能のような、そういうものを電気自動車を有する方々は持っているようです。そちらのカードを使って充電器のほうを操作していただくと、その場では現金のやり取りは生じず

充電ができるというようなことになっております。

電気につきましては、現在、コンキリエのほうから電気を引っ張ってくることになりますので、コンキリエのほうとしては、充電で使った分の電気量、そちらをコンキリエが払うことになってきますけれども、そのお金は先ほど言ったメンバーのカードのクレジットのほうで引落としになりますので、そのお金が団体、もしくは自動車会社を通じてコンキリエのほうにお金が入ってくるというようなことになりますので、使用した電気量がそっくりそのまま収入として入ってきますので、コンキリエとしては電気代のほうで負担が生じるだとかということはないというふうに確認をしております。

●委員長（佐藤委員） 4 番、金子委員。

●金子委員 詳しい説明をいただき、大体システムは理解できました。

その中であと 1 点だけお伺いしたいのですが、自分も車は好きなので、周りにも電気自動車に乗っている方も前はいらっしゃったのですが、やはり北海道、統計とかはないのですが、北海道はやはり冬があるから、冬になると電気自動車の走行距離が夏と比べて半分になったりするとかという理由で、かなり年々逆に少なくなっているような感じもするのですが、今回のこの事業自体が 6 年度への繰越しということもあるのですが、町として予算のほうは、企業版のふるさと納税を多く充てる事業だと思うのですが、これを設置することによって町として費用対効果というか、投資と書いているのもあるので、町全体にとっての費用対効果というものはどのぐらい考えての設置なのかお伺いしたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） まず最初に、北海道における寒冷地における電気自動車の普及の状況ですが、質問者がおっしゃるとおり、最近報道関係でも電気自動車数が減ってきているというような話は出てきております。どうしても寒冷地特有で、バッテリーの消耗が早いというのと、冬場になるとバッテリーに充電する時間がかかりかかってくるというようなことから、なかなか普及が進んでいないというようなことも聞いております。

ただし、厚岸町といたしましては、二酸化炭素排出、こちらのほうも掲げておりますので、やはり町がそのような姿勢を見せていくといったようなことが一番大事なのではないのかなと思っております。ですので、費用対効果という分で行きますと、お金の換算、目に見える換算で行きますと、そこに充電器があることによって電気自動車に乗っている方が道の駅に来てくれて、充電している間に買物だとか食事を楽しんでもらうと。ここの部分のプラスの効果は、はっきりとお金では出てくるかなと思いますけれども、あとは二酸化炭素の排出を削減しているといったようなところでは、ぱっとお金には換算できない部分であろうかなと思いますけれども、町といたしましても、やはりこれらこれからの時代の技術になってくるとは思いますけれども、電気自動車の方々、より利用しやすい施設にしていく必要もあるだろうと。

道の駅におきましては、全度127か所中60か所が道の駅として整備がされております。ただし、この釧路管内におきましては、道の駅釧路市もちろんありませんので、白糠もなく、この後は44号線沿いで行くと根室になってしまうのですね。ですから、この中間地点の厚岸町で整備することによって、よりこの道東方面に電気自動車を活用した方々の観光客誘致等々が図られるのではないのかなというふうに私ども考えております。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

3 目。

7 番、南谷委員。

●南谷委員 4 番金子委員の後追いなのでご了承いただきたいと思います。

何点かお尋ねさせていただきます。まず、設置場所なのですよ。どこにつけるのかなというのがまず 1 点でございます。

●委員長（佐藤委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 地図があるとはっきりとすぐお示しできるのですが、道道からコンキリエのほうに上がっていきます。道路入って、コンキリエの駐車場にちょうど入ってすぐ右側のほうになります。ですから、ふだんはあまり一般の方々が止めていないようなところの 2 台分のスペースを確保いたしまして、そこに充電設備を設置するという予定であります。

●委員長（佐藤委員） 7 番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、僕は建物の近くにとったら、そうではないのですね。

●委員長（佐藤委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 車を充電している間ずっと放置するような状況になりますので、コンキリエの玄関前につきましては大型バスだとか、あとは障がい者用の車椅子の対応の駐車スペースというようなことを考えておりますので、電気自動車はちょっと外れたところに設置しております。

●委員長（佐藤委員） 7 番、南谷委員。

●南谷委員 ここでしか止まらなかったら、あまり遠くても危ないのですかね、放置するというのは。ある程度建物から近いほうが利用者が安心するのかなという気もするのですけれども、あまり離れると端っこのほうだよというイメージなのではないですかね。どうなのでしょうかね。

次に参ります。

財源なのです。その他の財源で3,000万円の計上です。残り520万円は一般財源。それで、その提案理由では、企業版ふるさと納税と。初めて聞く言葉なのですよね、企業版ふるさと納税。その他の3,000万円は企業版。ということは、僕なりに理解したのですけれども、3,000万円はふるさと納税から充当すると。ふるさと納税をしてくれた方が、企業版でそういうものに活用してくださいという、そういう意向でふるさと納税をある程度分類をしているのかなと、こういう判断をしたのですけれども。まず企業版ふるさと納税についての説明をしていただきたい。

それから、なぜ今補正なのだろう。早いほうがいいから。少なくとも、ふるさと納税、基金に積んでいるわけでございます。もし、ふるさと納税の中であれば、当初予算でなくて今なのか。事業はさっき言ったように早いほうがいいだろうと思うけれども、当初予算ではなくて、この年度末に来て、ここに計上せざるを得ないとなったのはなぜなのか。

●委員長（佐藤委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 充電器の位置の関係についてですけれども、例えば商業施設等々見ても、全く目視ではできないようなところに充電器設備がついております。充電設備も、仮に誰かがいたずらして充電器をぱっと抜いたとしても、その段階で全て電気の供給がストップされます。ですから、無駄なお金も発生しないですし、安全面も確保されているというような仕組みになっておりますので、ある敷地内でございますので、もちろん利用者からは、例えばレストランを利用している人からは窓からも見える位置に車があるというふうになりますので、私どものほうとしては特段問題はないかなというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 財源については、私のほうからお答えいたします。

先ほど、歳入のほうで寄附金で企業版ふるさと納税ということで、この3,000万円のほう計上したということですが、寄附者の意向、これは電気自動車の導入等脱炭素に向けた取組ということで、ぜひ厚岸町にも電気自動車を導入して脱炭素に向けての町として進めていただきたいということで、これ昨年も1,500万円を頂きまして、町としても電気自動車を導入しております。その続きで、今度は味覚ターミナルに電気自動車の充電設備を整備して、今度は観光客、こちらを呼び込もうということで、これ令和6年度のほうに繰り越して事業のほうを実施するといった内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 じょっぱるわけではないのですけれども、やはり建物に近いほうが私は安心。犯罪心理としては、あまり離れているよりは近いほうがいいのではないのかなと、

安心感があるのではないのかなという気はします。

次に参ります。

そうすると、連動するということですね。歳入のほうの3,000万円、寄附金ありましたよね。これと連動するという捉え方をすればよろしいのでしょうか。いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 議員おっしゃるとおりで連動するということでございます。

●委員長（佐藤委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 設置の場所についてであります。

私どもも何か所か検討させていただきました。その中で、やはり電気自動車、先ほど充電の利用状況も勘案してみますと、現在のところやはり1台から2台程度で、1回の充電が30分程度というようなことになっております。そうしますと、入口側の近くに駐車場を設置した場合、そこが電気自動車専用の駐車場になってしまいまして、いない場合ずっと空き状態になってしまうと。やはりこういうことは、観光客の方からしてみると、使いもしないと言ったら変ですけども、使われる頻度があまり多くないような駐車場のスペースを入口近くにつけるのはいかがなものかというようなことにもつながるのではないのかなというところで、当面、施設につきましては、駐車場全て見渡すことができますので、現在考えている場所に設置を考えているといったような状況であります。

●委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 そうしますと、一財の520万円、これは一般会計から出しますよ。こういう理解でよろしいのですか。

●委員長（佐藤委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 委員おっしゃるとおり、一般財源で負担するような形になります。

（「分かりました」の声あり）

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

3目、他にありませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

4 目観光振興費。

2 番、室崎委員。

- 室崎委員 ここで、負担金補助及び交付金というところの補助金なのですが、観光プロモーション実行委員会というのがありますね。これの内容について簡単でいいですから教えてください。

その上で、当初予算が400万円にちょっと切れるぐらい、388万何ぼですから。今回の不用額が190万円、半分ですね。この間の事情もまた教えていただきたい。

- 委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後 3 時49分休憩

午後 3 時50分再開

- 委員長（佐藤委員） 再開します。

観光商工課長。

- 観光商工課長（田崎課長） 時間取らせて大変申し訳ございません。

厚岸町観光プロモーション実行委員会、この組織についてですが、厚岸町のほか、厚岸漁業協同組合、釧路太田農業協同組合、厚岸町商工会、厚岸観光協会、厚岸味覚ターミナルコンキリエ、この団体でそれぞれ厚岸町のいろいろな特産品だとか、地域を盛り上げていくようなプロモーション活動をやっているところと、各団体がそれぞれ負担金を出しまして、様々な事業展開をしていっているというような内容でございます。

令和 5 年度におきましては、厚岸町としては388万5,000円の補助金を当初予定しておりましたが、この事業の中で、プロモーション実行委員会の中で当初計画しておりました一番大きなものが芸能人を呼んで、厚岸町の例えば見どころだとか食べどころだとかというのを紹介したプロモーションビデオを作成しようといったようなところの計画がありました。こちらのほうが、いろいろな事業の実施が難しくなったということで、取りやめになったことから、これに係る費用ですね、こちらのほうを執行ができないといったようなことから町のほうに補助金の返還ということで、今回減額補正をさせていただいたというような内容でございます。

- 委員長（佐藤委員） 2 番、室崎委員。

- 室崎委員 分かりました。

こういう類いのものは話はどんどん膨らむのですよね。だけれども、いざ実際にやるかどうかというときには、ものによっては非常に難しいものがいろいろ出てくる。どこでもやってるようなものをついつい選んでしまうこともありますしね。ですから、そのあたりは慎重にしていきたい。

あと、この後どういうふうにするかということは新年度でまたお聞きしますので、そのときによろしくお願いしたい。

●委員長（佐藤委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） やはり実行員会そのものとしての事業の立案の段階がちょっと甘かったのではないのかなというふうに、私も思っております。

令和6年度、この後の新年度予算の話になりますけれども、しっかりと内容を見つめ直した中での事業計画を立てているといったようなところだけ、今の段階でお伝えしておきます。

（「結構です」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 4目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

5目観光施設費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 6目諸費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、6款商工費を終わります。

132ページ、7款土木費です。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2目土木車両管理費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3 目土木用地費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4 目地籍調査費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2 目道路新設改良費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3 目除雪対策費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3 項河川費、1 目河川総務費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4 項都市計画費、1 目都市計画総務費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3 目下水道費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 5 項公園費、1 目公園管理費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 6 項住宅費、1 目建築総務費。
1 番、竹田委員。

●竹田委員 建築総務費、まず、030住宅省エネ・バリアフリー改修補助金、当初予算100

万円に対して100万円の不用額。この伸び悩みという補助金の活用が全くなされなかった背景というのは、どのような要因があると思われますか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

住宅省エネ・バリアフリー改修補助でございますけれども、こちらの補助に関しましては、住宅リフォームに係る補助金にはなるのですが、従来の住宅リフォーム支援とはまた違った性質のものでございまして、省エネ基準に関する改修でありますとか、断熱基準に対応する改修というものが条件になっております。そうした意味で、なかなかそこまで、省エネですとかバリアフリー改修まで行おうとする方がなかなかいなかったということで、実績見合いでこのたび100万円の予算計上はさせていただいてましたが、そのまま100万円減額補正といったような内容になってございます。

●委員長（佐藤委員） 1 番、竹田委員。

●竹田委員 今後この改修補助金、来年度も予定されていると思うのですが、最初に聞いたとおり、利用されなかった背景、それには使い道の話なので、利用されなかったという要因というのですかね、そこは何だというふうに思うか。触れて話をしているのは分かるのですが、具体的に、金額が例えば少なすぎるとか、そんなのもらっても足しにならないとか、何かそういうことが要因とされているのですが、現実的にどんなふうに捉えているのか。もしその捉え方が今後改善の余地があって、せっかく予算を組んでいるわけですから、やはり使っていただきたいという気持ちはあると思うのです。予算を組んだけれども使わないほうがいいというふうに思っているとは思わないので、その辺の改善策を求めているかなければならないと思うのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

まず、利用実態については、この省エネ基準をやはりクリアしなければ対象にならないというところで、例えば簡単に申し上げれば、サッシを普通のサッシよりもガラスが断熱性のあるものにするですとか、断熱材を性能の高いものを入れるですとか、そういった部分で様々な条件をクリアしなければならないといったところで、そういった意味では事業費も当然かさんでいくというのも一つの要因だと思います。そこまでの住宅改修を望む方が少なかったのかなというのも一つです。委員おっしゃられるように、1件当たりの件数が、補助金の金額自体が少ないというふうに取りられる方も中にはいらっしゃると思うのですが、そもそも断熱の性能を上げようというオーナーさんがなかなかいないのかなというふうな認識ではあります。

1 件当たりの補助金ですけれども、住宅エコリフォームに関しましては、1 件50万

円、これは省エネ工事に關するもので50万円、バリアフリー工事に關するものでも50万円ということで、1件ずつの補助金の件数を見込んで予算は措置させていただいているところですが、さきに申し上げたような理由がやはり大きいのかなということで、事業を行う方が今年度に関してはいなかったというふうに分析しております。

●委員長（佐藤委員） 1番、竹田委員。

●竹田委員 住宅新築・リフォーム支援とか耐震の改修とかもそうですし、耐震改修の促進計画の策定とか、これらも全部絡んでくる話なのですけれども、僕も実際にこういう補助金に関しては、自分もそういう営業に携わっている人間なのですけれども、よく分かっていないというのが現状なのです。例えば何と何の重複、例えば住宅新築・リフォーム支援、これは1件当たりマックス20万円までとかありますよね。これプラス、例えば住宅省エネに關しての、例えば窓ガラスを取り替えたとか、玄関ドア取り替えたといつてそれに20万円もともとあるやつに、これはこれで、それはそれというのであれば50万円で、合計で70万円もらえるよという重複が可能か可能でないかということもよく分かってないのです。ですから、もうちょっと啓発というか、告知に対して、例えば建築関係の業者さんと、直接来たら教えてやるから来いというふうなのがベターなのだと思いますのですけれども、なかなか聞きに来るといふこともなかなかできない状況もあるので、何か、建築関係者、こういう補助金があるので活用してくださいよという意味合いを持った講習会とか、町が主催で1年に1回でもいいので、そういうようなことをぜひやって活用してくださいというようなことは何かできないのかなと思うのですけれども、いかがですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） ご指摘のとおり、やはり我々は制度を熟知した中で運営しているところですが、やはり業者さん含め利用者の方もそうですけれども、なかなかこういう補助金がありますよというPRは行っているのですが、深いところまでの理解はまだまだ足りないのかなというところは、率直に思うところです。実際、窓口に置いているパンフレットなども、僕もちょっと分かりにくいという部分があったりとかして、それに関しては今改善するようにちょっと手続というか準備はしているところです。そのほかに、やはり特に業者の方にもそういった補助金のある、補助金制度というものをもっと理解してもらおうといった意味では、あつけしの家づくり協会でありますとか、建設業協会でありますとか、そういった団体のほうにも分かりやすいパンフレットをお配りするですとか、そういった形で今後取り組んでいきたいなと思います。

また、研修会等につきましては、ちょっと新年度に向けてできるかどうかというところは、ちょっと今明確にはお答えできませんが、まずは業者さん向けのパンフレットをもって、周知徹底を図っていきたいというふうに考えております。

（「いいです」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 1 目、他にございますか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

2 目住宅管理費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、7 款土木費を終わります。

148ページ、8 款消防費です。

8 款 1 項消防費、1 日常備消防費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2 目災害対策費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3 目消防施設費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、8 款消防費を終わります。

154ページ、9 款教育費となります。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2 目事務局費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3 目教育振興費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4 目教員住宅費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5 目就学奨励費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6 目スクールバス管理費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 項小学校費、1 目学校運営費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 目学校管理費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3 目教育振興費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4 目諸費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3 項中学校費、1 目学校運営費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 目学校管理費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3 目教育振興費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4 目諸費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5 項社会教育費、1 目社会教育総務費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 目生涯学習推進費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3 目公民館運営費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4 目文化財保護費。

大きい声でお願いします。

1 番、竹田委員。4 目ですね。

- 竹田委員 結構大きい声で言ったのですが、すみません。

4 目です。お願いします。

4 目の文化財保護費、これはだいぶ前にも言ったのですけれども、町内にある宝物探しをして、厚岸町の財産保有ということで、テレビでもよく言われている値が幾らついているのかというようなことをぜひ町としても、1 軒 1 軒聞くというのは大変かもしれないのですけれども、そういうことをぜひやってほしいと言ったら、一応進めてやっていきたいという話はしていたのですけれども、その後全く何にも聞こえてこないのですけれども、その後どうしたのかなというのがあるのですけれども、どんなようなことが今までされてきたのか、何もしてこなかったのか、どうなのでしょう。

- 委員長（佐藤委員） 生涯学習課長。

- 教委生涯学習課長（川越課長） 文化財等の収蔵物の関係かと思います。

生涯学習課におきましては、日々、例えば昭和の時代のもので私どもが持っていないようなもの、そういうものの発掘につきましてはいろいろなところに当たりながら、そういう収蔵物の確保については順次進めてきてございます。

ただ、今ご質問者がおっしゃるような形での取組というものは実際は実現はしておりませんが、ただやはり収蔵物の充実につきましては必要かと考えておりまして、そういうものについては、漁業関係のものであれば漁業協同組合に問合せをして、どこかから手に入らないかとか、そういう形で様々な入手ルートを探りながら、そういうものを入手できるよう努めているところでございます。

今ご質問者がおっしゃったような形にはなっておりませんが、これについては引き続

き収蔵物の集めるツールとして、一つのやり方として改めて考えさせていただきたいと思います

●委員長（佐藤委員） 1 番、竹田委員。

●竹田委員 学芸員の方とも協力して、専門的な知識があるので、そういったもので、歴史的なことを配慮、厚岸町の歴史的な部分からずっと追っていくと、あの時代にこういう人物がいて、あの時代にこういうものを使っていた。だからこういうものがないかというふうに逆に探索もできると思うのですね。そういうところの連絡をきちんとしてやっていってほしいなと思うのですけれども、よろしくお願いします。

●委員長（佐藤委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） ご質問者おっしゃるとおり。例えば近代のものにおいても、サンマの漁業の関係がなかなかLEDに変わっていますが、それらの実物だとか、そういうものを入手できていないような状況でございます。そういう今議員おっしゃられた古いもの、それと新しいものにも目を向けて、引き続き努めてまいりたいと思います。ご理解いただきたいと思います。

（「よろしいです」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 4 目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

5 目博物館運営費。

2 番、室崎委員。

●室崎委員 ここで聞くのが一番適当なのかどうかちょっと分からないので、違ったら委員長、指示をしてください。

唐突な話で申し訳ないのだが、「アッケシ」という名前のついた植物、それもいわゆる顕微鏡で見なければならぬような微生物だとかそういうものを除いて、ごく普通に目に見えるもの、それは唯一アッケシソウであるというふうに聞かされておりました。そう思っていたのです。ところが、厚岸町地域おこし協力隊という人たちが、このフェイスブックに、アッケシという名前のつく植物の写真を載せているという話を聞いたのですよ。私はそのフェイスブックなるものをやっておりませんし、今何かXとかいうのに変わったのですか、名前が、何だか。そして昔と違って見れないのですね、外にいる人間はね。前は見ることはできたのかな。それで、登録しなさいというようなことになって、ちょっと厄介なので見れなくて、人をお願いして調べてもらいました。

そうしたら、2019年7月12日に、厚岸町地域おこし協力隊という名前で、アッケシアザミというアザミの一種を、写真を載せているのですね。調べてみましたら、どうも俗名と言ったら変ですね、通称名。あるいは花屋さんがつけた名前というのはいろいろありますよね。ではなくて、標準和名のようなのですよ。それで、国立科学博物館、このホームページの研究員がアザミの一覧表のようなものを載せているのですが、その中に出てくるのですね。それで、たしか学名登録というのはあれは非常に厳格でして、論文書かないと受け付けてもらえないのではないかと。標準和名というのはどういうふうに登録しているのか。それで、何年前ですか、出ました厚岸町史の自然史編、もう大分になりますね。これにはこの植物載ってないのですよ。だから、いつ標準和名に登録されたのか。それからこれに関する情報。これはやはりアッケシソウほど重要視するものかどうかは別にして、やはりアッケシという名前のつく植物あるのだよということは、町民に知らせて悪いことないと思うのですね。

それで、今すぐ言って、今すぐ調べてくれといってもできっこないと思いますので、新年度予算のときにもう一度お聞きしますので、それまでにちょっと調べておいて。それで、その情報をみんなに示してほしいと、こう思うのですがいかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） アッケシの名前についた植物ということで、実はアッケシソウを深く調べている中で、アッケシアザミというものについては認識をしたところでございます。私の調べている限りでは、標準和名はアッケシアザミ。今、先ほど生花店等でしたか、おっしゃったとおり、シコタンアザミというような呼び方をする文献もあるようです。私が調べた中では、レッドデータとかそういうものにはちょっと出てこなかったなということで、そこまではちょっと確認をしております。

これについては、今議員がおっしゃるとおり、アッケシの名前についた希少な植物ということで、ちょっとピックアップして私どもも注目していたわけでは、正直ございません。この後、これをどのように皆さんにお知らせしていくかということで、後ほどまたご質問があるということでございますが、今私どもが認識しているのはその程度ということでございます。

（「また新年度」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 5目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

6目情報館運営費。

7番、南谷委員。

- 南谷委員 181ページ情報館、ここでお尋ねをさせていただきます。

先般、8番石澤議員のほうからご提言がありました。情報館の室内が暗いので、何とか対応すべきでないかという提言がございました。今回修繕料と上がっているのですよね、この中で。39万4,000円。この中でこれも網羅されているのかどうか、この修繕料39万4,000円の内容について説明をしてください。

消耗品17万円、この2点について内容の説明をお願いします

- 委員長（佐藤委員） 生涯学習課長。

- 教委生涯学習課長（川越課長） お答えさせていただきます。

消耗品と修繕料ということでございます。ご質問の中に、さきに石澤議員からご質問があって、情報館の中が暗いところがあるというところにつきましては、そのご意見いただいた後に確認をいたしまして、情報館としては今回載せている消耗品でいけば、例えば電球の購入に充てたり、あとほかにつきましては一般的な事務用品、インク類の購入が消耗品の内訳となります。

修繕料につきましては、非常灯、これは消防設備の点検において指摘のあったところの修繕。それと一部照明器具が壊れている、これは石澤議員がおっしゃったようなところではなく、別なところの施設の中で照明器具が壊れておりまして暗くなっておりましたので、それを修繕するという形の予算でございます。

- 委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

- 南谷委員 広がって申し訳ないのですけれども、委員長、許してください。

（「はい」の声あり）

- 南谷委員 パソコンの講習を実施しております、情報館では。決算ではないのですけれども、この状況について私も非常に興味があるのですよ。そっちのほうは全く駄目なものですから。情報館としてこの事業に過去何年間も取り組んできております。今年令和5年度は振り返ってどうだったのか、この辺について説明をしてください。

- 委員長（佐藤委員） 生涯学習課長。

- 教委生涯学習課長（川越課長） 情報館におきましては、コンピューター実習室をしまして外部講師を招いて、一般的に言いますが、エクセル、ワード、あとはプレゼンテーションとか、過去にもやったようなこともございます。

今年を振り返ってみますと、なかなか、例えば初級コースですとか中級コース、いわゆる初級、中級、上級というような感じでランク別にやっていたこともございます。ただ、今やはり時代が変わったと申しますか、情報館協議会の中でも話題に上るのが、ワード、エクセルを果たして仕事に、高校生に向けて教室を開いても、結論から言

うと、なかなか人が来ないと。なぜかと考えたときに、それが社会に出て本当に役に立つのかというようなところが今協議会の中でも問題視されております。実際のところは、用意した定員にマックスにはいっておりませんので、今補正のお話ですが、新年度においては若干新しい講座を開設しようと考えておりますが、令和5年度においては、残念ながら、趣向を変えなければいけなかったなという反省に今立っているような状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 新年度にちょっと触れてしまうのですが、そっちではやりませんので。

おっしゃるとおりだと思うのですよ。特に、高齢の方、店の決済もどんどんカードになってきている。それから世の中もこういうふうに進んできています。死ぬまでそういうものには触らないという人もいるかもしれません。ですが、町民の多くの方はどちらかというと私と同じだと思うのですよ。そういう人たちにも少し目を向けて、取り組みやすいようなこともひとつ一考していただければなと思います。

●委員長（佐藤委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 先ほどの答弁でも申し上げたとおり、時代に合わせた必要とされるニーズをいち早く取り入れて、できる限り若い方から高齢者の方まで、こういう講座が必要なのか、引き続き新年度も含めて検討してまいりたいと思います。

（「いいです」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 6目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2目社会体育費。186ページまで続きます。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3目温水プール運営費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4 目学校給食費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、9 款教育費を終わります。
188ページ、11款公債費です。
11款 1 項公債費、1 目元金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、11公債費を終わります。
190ページ、12款給与費です。
12款 1 項 1 目給与費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 192ページから194ページまでは、給与費明細書です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 以上で、歳出を終わります。
1 ページにお戻りください。
第 2 条繰越明許費の補正です。
繰越明許費については、7 ページの第 2 表繰越明許費補正となります。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 再び1 ページにお戻りください。
第 3 条債務負担行為の補正です。
債務負担行為については、8 ページの第 3 表債務負担行為補正と、9 ページの債務負担行為に関する調書補正となります。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 1 ページにお戻りください。

第4条地方債の補正です。

地方債については、10ページの第4表地方債補正と、11ページの地方債に関する調書補正となります。

ございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 総体的にございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 令和5年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

なお、議案第13号からは、款、項で審査をいたします。

1ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正です。

2ページ、3ページは、第1表歳入歳出予算補正です。

4ページ、5ページは、事項別明細書です。

6ページ、歳入から進めてまいります。

1款1項国民健康保険税。

7番、南谷委員。

●南谷委員 1款1項1目国民健康保険税でお尋ねをいたします。

補正額、756万6,000円の減額。補正前の数字から見ると2%でございそうですが、下がっております。減額になっております。減額になった要因なのではけれども、どのようなのでしょうかね。人数が少なく加入世帯が少なくなったとか、それとも所得が下がったとか、いろいろ要因はあると思うのですが、結果として、756万6,000円減額になっています。この減額になった要因について説明をしてください。

●委員長（佐藤委員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

国民健康保険税が減額になった要因でありますけれども、こちらにつきましては、国

民健康保険の加入者、主に一次産業の方が多くはいますが、その方の所得が、農業は上がったとお話しさせていただいたのですが、農業以外の方の所得が下がった。これが大きな要因だと考えております。

すみません、間違えました。反対、逆でございます。もう一度初めから言います。申し訳ないです。

町民税の補正のときは、一次産業を見ますと漁業者の方の所得は上がったのですが、国民健康保険税で漁業者の方以外の一次産業の方の所得、さらには、営業とかそういう方で自営業の方の所得が下がったことが大きな要因だと考えております。

●委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 加入世帯のほうはどうなのでしょう。減ったということを最初に言われたのだけでも、それについては、加入世帯は減ったのか、増えたのか。この辺まできちんと説明してください。今の話ですと、漁業者はある程度上がった、高くなったと。農業者、それからその他の業種については下がったのだと、当初試算をしていたよりも、そういうことでよろしいのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後4時27分休憩

午後4時41分再開

●委員長（佐藤委員） 再開します。

税務課長。

●税務課長（鈴木課長） 大変貴重な時間をかけてしまって申し訳ございません。

人数でありますけれども、令和5年度当初予算算定に当たりましては、被保険者2,647人で算定しておりました。この数字が当初賦課、当初の納付書を出したときの人数ですが、2,512人で、当初算定したときよりも135人人数が減っております。ただ、国民健康保険税ですので、厚岸町におかれましては、この後に、船員保険等が入ったり出たりしますので、延べの人数はこの後もかなり変わりはございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 1款1項国民健康保険税、他にございませんか。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） なければ、本日の委員会はこの程度にとどめて、3月11日10時頃から再び審査をしたいと思いますが、これにご意見ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（佐藤委員） ご異議なしと認めます。
よって、本日の委員会はこれにて閉会をいたします。
ありがとうございました。

午後4時42分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 6 年 3 月 8 日

令和 5 年度各会計補正予算審査特別委員会

委 員 長